

令和4年度

自動販売機設置場所貸付等 一般競争入札説明書 【郵便型入札】

この入札に参加するには事前に申込みが必要です。

開札日：令和5年2月1日（水）

- ・参加申込受付期間（電子メール送付）

令和4年12月19日（月）午前9時00分

～ 令和4年12月27日（火）午後5時00分

- ・入札期間（郵送）

入札参加書交付後（令和5年1月中旬予定）

～ 令和5年1月30日（月）

入札に参加を希望される方は、この入札説明書をよく読み、内容を十分把握したうえで、ご参加ください。

横須賀市財務部財務管理課

電話046（822）8354

046（822）8356

目 次

I	入札物件一覧	1 ~ 2
II	契約条件等について	
1	契約形態に関する条件	2 ~ 3
2	設置自動販売機に関する条件	3
3	維持管理に関する条件	4
III	入札参加申込手続きについて	
1	入札参加資格	4
2	設置場所の現地確認	4
3	入札参加申込み	5
4	入札参加申込みに必要な書類等	5 ~ 6
5	参加資格の審査結果通知及び入札必要書類の交付	6
IV	入札・開札・契約等について	
1	入札方法	7
	■提出書類の作成要領	7 ~ 8
2	開札	8 ~ 9
3	入札の無効	9
4	契約の締結	10
5	契約保証金及び貸付料の支払方法	10
6	貸付の開始	10
7	その他	10 ~ 11

○「開札会場のご案内」	12
○「自動販売機設置場所賃貸借契約書（案）」	13～17
○「自動販売機設置に関する協定書（案）」	18～21
○「自動販売機設置契約書（案）」	22～25
○「物件調書」	26～70

●「自動販売機設置場所貸付等一般競争入札参加申込書（兼入札参加書）」

●「役員名簿」（法人による申込みの場合のみ）

●「委任状」（代理人による入札の場合のみ）

●「入札書」

●「記載例」

●「納入通知書送付先連絡票」（落札者の方のみ）

I 入札物件一覧

物件 番号	場所 番号	施設名	設置場所	最低貸付 価格(円)
1	28	ウェルシティ市民プラザ	4階 エレベーターホール	1箇所あたり 年 80,000円 (税抜)
	36	教育研究所	2階 事務室前	
	45	横須賀市立中央図書館	3階 階段ホール	
	104	海辺つり公園	入口横	
	120	うみかぜ公園	第1駐車場	
	133	ウェルシティ市民プラザ	2階 エントランスホール 警備控室前	
2	2	安浦コミュニティセンター	1階 ホール	1箇所あたり 年 80,000円 (税抜)
	5	追浜行政センター	1階 玄関横(外)	
	14	池上市民プラザ	1階 コミュニティセンター	
	44	横須賀市立中央図書館	2階 階段ホール	
	46	横須賀市立中央図書館	3階 階段ホール	
	111	海辺つり公園	園内中央	
3	19	岩戸コミュニティセンター	1階 ホール	1箇所あたり 年 80,000円 (税抜)
	26	ウェルシティ市民プラザ	地下1階 駐車場	
	37	横須賀市立北図書館	1階 エントランスホール	
	51	中央斎場	2階 ロビー	
	52	横須賀美術館	県立観音崎公園園路 (横須賀美術館敷地内)	
	119	うみかぜ公園	第1駐車場	
4	1	坂本コミュニティセンター	駐車場脇	1箇所あたり 年 80,000円 (税抜)
	4	市民活動サポートセンター	1階 エントランス	
	27	ウェルシティ市民プラザ	地下1階 駐車場	
	42	久里浜行政センター	1階 ホール	
	100	消防団詰所(第5分団)	詰所敷地内東側	
	107	海辺つり公園	入口横	

(次頁へ続く)

5	3	三春コミュニティセンター	1階 ホール	1箇所あたり 年 80,000 円 (税抜)
	13	池上市民プラザ	1階 コミュニティセンター	
	21	北下浦行政センター	3階 ホール	
	30	横須賀市立青少年会館	2階 食堂脇	
	38	横須賀市立北図書館	1階 エントランスホール	
	94	港湾管理事務所	事務所前	
	110	海辺つり公園	園内中央	
6	9	逸見行政センター	1階 玄関ホール	1箇所あたり 年 80,000 円 (税抜)
	29	ウェルシティ市民プラザ	5階 ラウンジ	
	41	横須賀市立南図書館	2階 自動販売機コーナー	
	43	横須賀市立中央図書館	2階 階段ホール	
	47	横須賀市立中央図書館	3階 階段ホール	
	49	北下浦市民プラザ	1階 エレベーターホール脇	
	128	秋谷船舶保管施設等	管理事務所横	

【注】物件の詳細については、物件調書をご覧ください。なお、物件調書は入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必要に応じて、事前に入札参加者ご自身において現地確認を行ってください。物件調書等の資料と現況が相違する場合、現況優先とします。

Ⅱ 契約条件等について

1 契約形態に関する条件

- ① 自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、自動販売機設置場所を貸し付ける方法で行います。
ただし、場所番号 94、104、107、110、111、119、120、128（港湾管理課が所管する物件）については、入札により決定した事業者と自動販売機設置に関する協定書を締結した上で、毎年度、行政財産目的外使用許可申請をすることにより、使用許可する方法となります。この部分については、説明書を読み替えて下さい。
また、場所番号 52（横須賀美術館）については、本市が神奈川県から受けた公園施設設置許可に基づく自動販売機設置契約を行います。この部分については、説明書を読み替えて下さい。
- ② 貸付期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。
ただし、希望があれば、協議により 1 回に限り、同一条件で契約を更新できることとします。この場合の貸付期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとします。
ただし、場所番号 1（坂本コミュニティセンター）については、横須賀市 FM

戦略プランにおいて令和5年度末で廃止となる施設に指定されています。施設が廃止された場合、契約の途中でも設置終了となります。

- ③ 自動販売機設置場所の貸付料は、入札により決定した額とし、消費税の対象となる場所については、これに消費税及び地方消費税（以下、両方をあわせて「消費税」という。）を加算した額とします。

自動販売機を設置する施設所管において納入通知書を発行しますので、記載された納付期限までに納付をお願いします。

【注】売上に応じた手数料の徴収はありません。

- ④ 自動販売機（電柱からの引込ポール等の付帯施設を含む。）の設置及び撤去に要する一切の費用は、借受人の負担とします。
- ⑤ 光熱水費は、借受人の負担となります。借受人において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を横須賀市が指定する納付期限までに納付してください。ただし、電柱からの引込ポール等を設置して電力会社等と直接契約を締結した場合はこの限りではありません。
- ⑥ 借受人は、年度ごとに、設置した各自動販売機の4月1日から翌年3月31日までの年間売上数及び売上額を集計のうえ、速やかに市に報告してください。なお、この売上数については公開することがあります。
- ⑦ 貸付期間満了時又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。
- ⑧ 貸付料を納付期限までに納付しない場合の延滞金は、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、公有財産規則（昭和46年横須賀市規則第26号）に定める割合を乗じて計算して得た額となります。
- ⑨ 借受人が契約上の義務に違反した場合の違約金は、1箇所あたりの貸付料年額に台数と契約年数を乗じた金額の100分の10（円未満切上）に相当する額とします。また、この違約金は、借受人がその契約上の義務を履行しないため本市に損害を与えた場合に借受人が本市に支払うべき損害賠償額の予定又はその一部と解釈しません。

2 設置自動販売機に関する条件

- ① 貸付場所に設置する自動販売機は、清涼飲料水の自動販売機とします。
- ② 貸付場所のうち、場所番号2、13、14、21、28、30、37、38、41、43、44、45、46、47、52、133については、ユニバーサルデザインに対応した機種を設置することとします。
- ③ 販売する清涼飲料水の種類、容量及び価格は、市場から逸脱しない範囲にしてください。
- ④ 500円硬貨及び1,000円紙幣を使用できる自動販売機を設置してください。
- ⑤ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施した自動販売機を設置してください。
- ⑥ 日本産業規格「自動販売機の据付基準（JIS B8562）」や耐震化技術研究会策定の「自動販売機据付基準」などの基準を遵守し、転倒防止措置等安全対策を行ってください。

3 維持管理に関する条件

- ① 防犯措置、金銭管理などの自動販売機の維持管理は、借受人の責任において行ってください。
- ② 販売する商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫管理を適切に行ってください。
- ③ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを必要数設置し、借受人の責任で適切に回収、リサイクルしてください。
- ④ 通商産業省（現経済産業省）、農林水産省、大蔵省（現財務省）、厚生省（現厚生労働省）の4省共同通達「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要項」に基づき、自動販売機に管理者及び連絡先を明記し、故障や問い合わせについて借受人の責任において対応してください。

Ⅲ 入札参加申込手続きについて

1 入札参加資格

入札には個人、法人を問わず参加できますが、次に該当する者及び入札参加申込受付期間内に申込手続きを行わない者は、参加することができませんのでご注意ください。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項第1号（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者）及び第2号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当する者
- (2) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者

【注】 これを確認するため、本市が警察等関係機関に対して照会を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。（法人については役員等を含みます。）

- (3) 清涼飲料水の自動販売機設置業務について、本入札公告日（令和4年12月12日）時点で、2年以上の実績を有する者

【注】 これを確認する書類として、「4 入札参加申込みに必要な書類等（1）申込方法」の提出書類④を提出していただきます。

2 設置場所の現地確認

設置場所の現地確認を行う場合は、入札参加申込みまでに各自でお願いします。現地確認をされなくても入札には参加できますが、この入札に関するすべての事項を了知されているものとみなします。

なお、現地確認を行う際は、施設利用者や近隣住民の方の迷惑にならないよう、ご配慮をお願いします。

3 入札参加申込み

本入札に参加するには、**電子メールによる事前の申込みが必要**です。

受付期間内に、必要書類を添付のうえ、以下に指定する財務部財務管理課アドレス宛て送付してください。持参、郵送、電話、ファクシミリ等による申込みはできません。

申込みの受付期間、電子メールの送付先は、次のとおりです。

■受付期間 **令和4年12月19日（月）午前9時00分 から
令和4年12月27日（火）午後5時00分 まで**

【注】受付期間内の土日に送付された場合も有効です。

【注】受信時刻が受付期間外であったものは無効となりますので、余裕を持ってお申込みください。

■送付先 **財務部財務管理課アドレス宛て**
rp-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp

【注】アドレス誤りには十分ご注意ください。

【注】「5 参加資格の審査結果通知及び入札必要書類の交付」において、適格と認められた方には、入札書提出時に、本申込みに必要な書類の原本を同封していただきます。

4 入札参加申込みに必要な書類等

(1) 申込方法

期間中、本市ホームページよりダウンロードした「自動販売機設置場所貸付等一般競争入札参加申込書」等に必要事項を記入又は入力し、指定箇所に押印（登録印）のうえ、次の書類を各1通、PDFファイルでメールに添付してお申込みください。提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。

提出書類

- ① **自動販売機設置場所貸付等一般競争入札参加申込書（兼入札参加書）**
- ② **役員名簿**（法人による申込みの場合のみ）
- ③ **各証明書**（発行日から3か月以内のもの）

■個人による申込みの場合

- ・印鑑登録証明書
- ・住民票の写し（本籍・個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

【注】住民票の写しとは、電算化された住民基本台帳から直接印字されたものであって、コピー機で複写したものとは異なります。

■法人による申込みの場合

- ・印鑑証明書
- ・商業・法人登記記録の全部事項証明書（現在事項証明書）

④ 公告日（令和4年12月12日）時点で、2年以上継続して自動販売機設置業務を行ったことを証明する書類

- ・ 横須賀市又は国、他の地方公共団体で、行政財産目的外使用許可を受けていた場合や自動販売機設置場所の貸付契約を行っていた場合は、許可書の写しや契約書の写しでこの証明とすることができるものとします。法人の合併等をした場合は、それ以前の契約書等もこの書類に該当します。その場合には、合併等の経過が分かる書類も併せて添付してください。
- ・ 本市が実施した自動販売機設置場所の一般競争入札等により賃貸借契約又は協定を締結して、現在自動販売機を設置運営している者は、この書類を省略することができます。

⑤ 設置を予定している自動販売機の仕様がわかる書類

- ・ 自動販売機のカタログ等に設置場所番号を記入したものなどでかまいません。

⑥ 委任状（代理人による入札の場合のみ）

- ・ 法人の代表権のない方や、個人でやむを得ない場合等により、代理人が入札（入札書提出）する場合は、委任者（申込者欄に記載された方）の印鑑登録印が押印された委任状を併せて添付してください。

【注】横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者は、代理人になることができません。

【注】代理人資格を確認するため、本市が警察等関係機関に対して照会を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。（代理人が法人の場合については、役員等を含みます。）

5 参加資格の審査結果通知及び入札必要書類の交付

入札参加申込み受付後、参加資格について審査し、令和5年1月中旬に、送付元アドレス宛てにメールにより結果を通知します。また、適格と認めた方には、次の「入札参加書」等を併せて電子交付します。

① 自動販売機設置場所貸付等一般競争入札参加申込書（兼入札参加書）

（※ 入札参加申込書に本市が受付印を押印したもの）

② 入札書

③ 入札書提出用封筒の印字データ（※ 長形3号封筒用）

【注】本市からのメールが受信できるよう、設定をご確認ください。

【注】①については、開札立会の受付時に必要となりますので、**印刷して開札当日に必ず持参してください。**

IV 入札・開札・契約等について

1 入札方法

本入札は郵便型入札であり、入札は郵送のみ受付けます。

(1) 入札期間

**入札参加書交付後（令和5年1月中旬予定） から
令和5年1月30日（月） まで【必着】**

【注】入札書は必ず書留、簡易書留又はレターパックにより、横須賀市役所財務部 財務管理課 財産管理担当宛てに郵送してください。（本市への持参不可）

【注】期限までに入札書が到達しない場合、入札は無効となりますので、余裕を持って郵送してください。

(2) 提出書類

① 入札書（入札書提出用封筒に入れ封かん（糊付け）し、登録印で封印したもの）

② 入札参加申込時に電子メールに添付した必要書類の原本一式

【注】本市が電子交付した書式を使用してください。

また、各種封筒（レターパックを含む。）及び切手は、各自ご用意ください。

提出書類の作成要領

・入札書について

入札金額及び必要事項を記入又は入力してください。

【注】入札書は、1つの物件番号につき1枚となります。このため、複数の物件に入札をされる場合は、必要数を印刷して使用してください。

【注】入札金額は、1箇所あたりの年額貸付料（税抜）です。なお、入札金額を訂正したものは無効となりますので、書き損じた場合は新たに作成してください。

【注】入札者本人が入札を行う場合は、入札者欄に入札者本人の住所・氏名（法人の場合は法人の所在地・法人名及び代表者名）を記入又は入力し、登録印で押印してください。

【注】代理人が入札を行う場合は、入札者欄及び代理人欄に住所・氏名（法人の場合は法人の所在地・法人名及び代表者名）を記入又は入力の上、代理人欄に代理人の印を押印してください。（入札者欄に入札者本人の登録印を押印する必要はありません。）なお、代理人の印は、入札参加申込時に提出した委任状の「代理人使用印（認印可）」を使用してください。

【注】金額は算用数字（0、1、2、3・・・）を使用し、最初の数字の前に必ず「¥」を記入又は入力してください。

【注】記入の際は、ボールペン等（書いた文字が消えないもの）を使用してください。

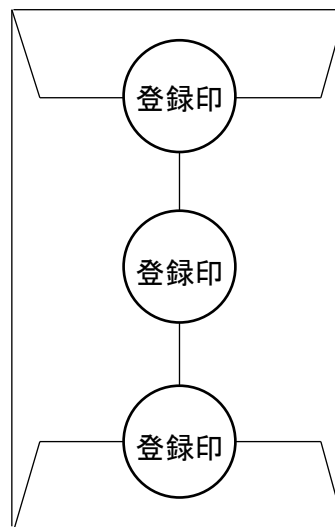
・入札書提出用封筒について

入札書提出用封筒の印字データを長形3号封筒の両面に印刷してください。

入札書提出用封筒には入札書のみを入れて（参加申込みした複数の物件に入札する場合は、上から物件番号順に重ねて複数枚を一緒に）封かん（糊付け）し、封印をしてください。封かんがされていないものは無効です。

封印には、入札書に押印したものと同一登録印（代理人の場合は、「代理人使用印（認印可）」）を使用し、封筒の継ぎ目3箇所に押印してください。封印の無いものは無効です。

【入札書提出用封筒・裏面】



・送付用封筒又はレターパックについて

送付用封筒又はレターパックに、入札書を入れた入札書提出用封筒及び入札参加申込時に電子メールに添付した必要書類の原本一式を入れてください。

送付用封筒の場合は、必ず書留又は簡易書留とし、確実に次の送付先まで郵送してください。（到着が確認できない入札は無効となりますので、ご注意ください。）

(3) 送付先

〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市役所財務部財務管理課 財産管理担当行
【書留、簡易書留又はレターパック】

【注】一度郵送（提出）した入札書の引換え、変更、取消しはできません。

2 開札

(1) 日時・場所

日 時	場 所
令和5年2月1日（水）午後2時00分	横須賀市役所 3号館3階301会議室 （横須賀市小川町11番地）

(2) 開札の立会等

入札者等関係者は、各（社）1名開札に立会うことができます（立会は任意）。

なお、開札会場への入場には、事前に電子交付した「自動販売機設置場所貸付等一般競争入札参加申込書（兼入札参加書）」が必要となりますので、必ず印刷してご持参ください。

立会の受付は、当日の午後1時45分から行います。開札開始時刻になりますと、

会場を閉鎖します。遅れて来られた方は開札に立会できませんので、ご注意ください。

【注】入札者等関係者の立会が全くない場合は、本市の指定した者を立会させて開札します。この場合、異議の申立てはできません。

(3) 落札者の決定方法

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入又は入力された金額が、本市が定めた最低貸付価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。くじは、関係者が「自動販売機設置場所貸付等一般競争入札参加申込書（兼入札参加書）（※ 本市が受付印を押印したもの）」を持参した場合は、当該関係者も引くことができるものとします。なお、開札に立会っていない者等くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせて落札者を決定します。

(4) 開札結果

開札結果については、物件番号順に1物件ずつ、入札者全員分の内容〔入札金額、入札者名（個人の場合は、氏名を非公開とします。）〕を発表します。また、後日〔落札物件、落札金額、落札者名（個人の場合は、氏名を非公開とします。）〕について、本市ホームページ上で公開します。入札参加者は、このことを了承したうえで参加されているものとみなします。

3 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格がない者（参加申込みを行っていない者、また代理人に代理人資格がない場合を含む。）の入札
- ② 委任状が提出されていない場合の代理人による入札
- ③ 本市から電子交付された入札書以外の入札書による入札
- ④ 入札書の記載事項が不明な入札、又は入札書に記名若しくは押印のない入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札書による入札 **（訂正印の押印があっても無効となります。）**
- ⑥ 1つの物件番号につき、一人で2通以上（代理人による場合も含む。）の入札書を提出した入札
- ⑦ ボールペン等（書いた文字が消えないもの）以外で入札書に記載事項を記入した入札
- ⑧ 最低貸付価格を下回る金額による入札
- ⑨ 封かん、封印がされていない入札書提出用封筒による入札
- ⑩ 期限までに入札書が指定した送付先に到着しなかった入札
- ⑪ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害しもしくは不正の利益を得るために連合した者の入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

4 契約の締結

落札者は、**令和5年3月3日（金）まで**に、別紙自動販売機設置場所賃貸借契約書（案）により契約を締結しなければなりません。

落札者が、期限までに契約を締結しない場合には、落札は効力を失い、落札額に消費税を加算した額に台数と契約予定年数を乗じた額の100分の5（円未満切上）に相当する額を損害金として市に納付していただきます。

また、今後3年間、横須賀市の自動販売機設置場所貸付等一般競争入札に参加できなくなる場合があります。

契約の締結及び履行に関する費用については、落札者の負担となります。

なお、貸付料の納入通知書送付先が契約住所と異なる場合は、別紙「納入通知書送付先連絡票」を提出して下さい。

5 契約保証金及び貸付料の支払方法

(1) 契約保証金について

公有財産規則第43条に規定する契約保証金は、同条ただし書きにより免除とします。

(2) 貸付料について

貸付料は、各施設所管課が発行する納入通知書により、納付期限までに本市取扱金融機関等で納付してください。

6 貸付の開始

令和5年4月1日（土）から貸付を開始します。貸付開始後に指定の場所に自動販売機を設置し、運営を開始してください。

なお、搬入可能な日時、搬入方法等については、各設置場所の施設管理者と十分に打合せを行ってください。

7 その他

- ・ 契約期間中に会社の名称変更、合併等があった場合も、契約内容を引き継ぐものとしてします。
- ・ この説明書に定めのない事項については、本市契約規則その他関係法令の定めるところによります。
- ・ この説明書中の「清涼飲料水」とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第2条で定める酒類又はその類似品を除いた飲料を指します。
- ・ 入札の公正性、競争性を確保するため、入札参加状況等の問合せについては、一切お答えできません。
- ・ 本入札は、予告なく中止又は内容変更をする場合があります。

寄付ご協力のお願い

横須賀市では、まちづくりのパートナーとして、新しい公共の担い手となるNPO法人（特定非営利活動法人）の活動を支援する「NPO支援基金（（愛称）よこすか元気ファンド）」を設置しています。

NPO法人が行う公益的な活動は、社会変化の中で次々と現れる課題に対して、行政などに先駆けて柔軟にきめ細かく対応し、多くの人々の幸せや問題解決への突破口を開くものとして大きな期待が寄せられています。

また、消防局では、消防活動に従事した際に災害を受けて死亡又は障害を負われた一般協力者、消防団員及び消防職員の子弟に対して、学校生活に必要な奨学金や入学一時金の給付などを行う「公益財団法人消防育英会」の活動を支援しています。

つきましては、貸付場所に設置する自動販売機におきましても、NPO支援基金（よこすか元気ファンド）対応の社会貢献型自動販売機の設置や消防育英会へ売上本数に応じた寄付（場所番号100）のご協力をお願いします。

NPO支援基金（よこすか元気ファンド）の詳しい内容については、

https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2710/g_info/1100050899.html

を参照、又は、市民生活課（TEL046-822-9699）までお問い合わせください。

消防育英会の詳しい内容については、

<http://shobo-ikueikai.or.jp/ikueikai-hanbaiki.html>

を参照、又は、消防局総務課（TEL046-821-6454）までお問い合わせください。

開札会場のご案内

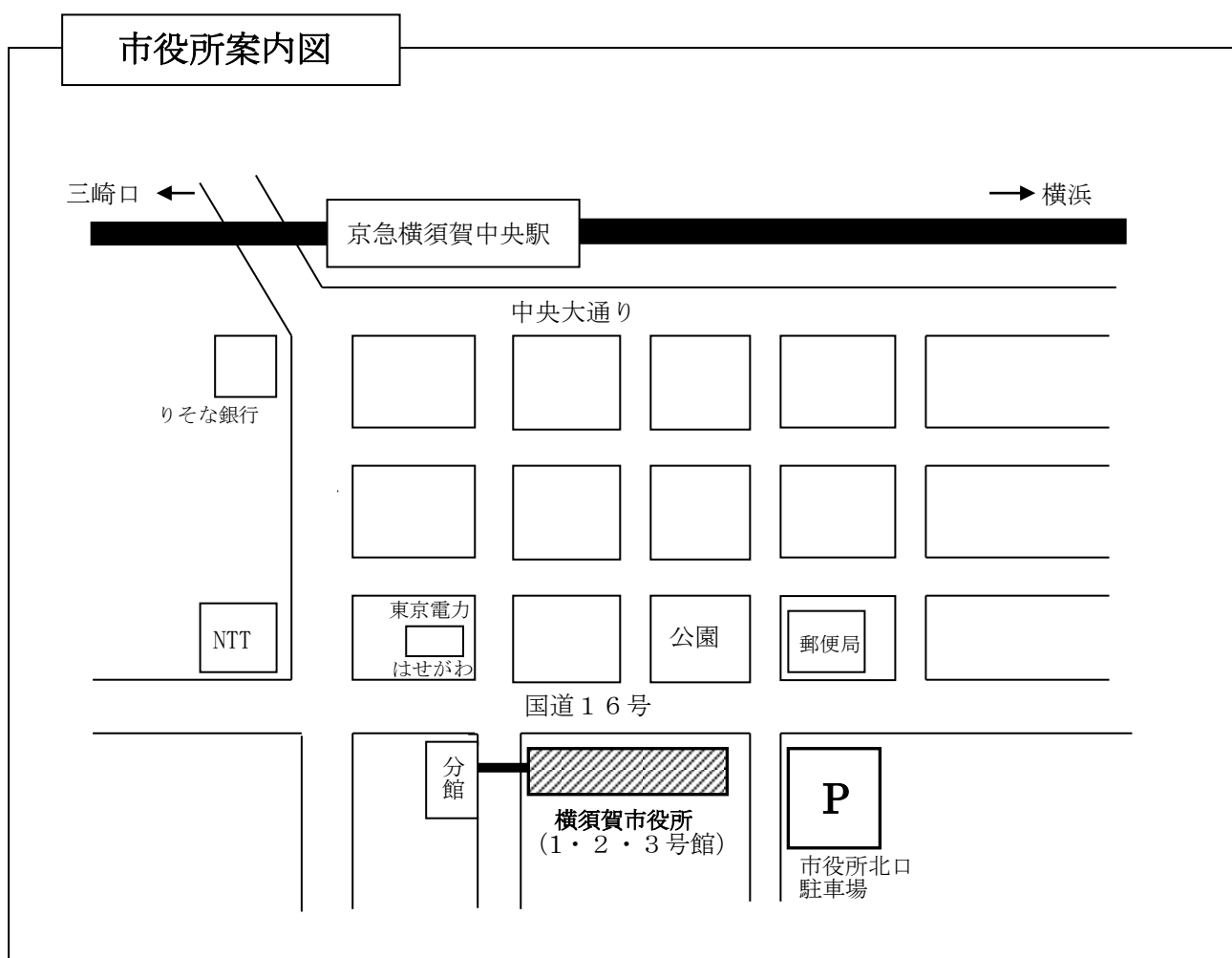
◆開札会場 横須賀市小川町11番地
横須賀市役所 3号館3階301会議室

◆開札日時 令和5年2月1日(水)午後2時00分(受付は15分前から)

電話 046-822-4000

内線 4301(会場:当日緊急時のみ)

※ 事前のお問い合わせは、046-822-8354 又は 046-822-8356
(財務管理課直通)までお願いいたします。



※自動車でお来庁される場合は、市役所北口駐車場をご利用ください。

(案)

自動販売機設置場所賃貸借契約書

貸付人 横須賀市（以下「甲」という。）と借受人 ○○○○○○（以下「乙」という。）とは、次のとおり自動販売機設置場所の賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する後記調書記載の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸付け、乙は、これを賃借する。

2 乙は、貸付物件を飲料（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条に規定する酒類及びその類似品を除く。）の自動販売機設置場所として使用し、その他の用途に使用してはならない。

3 乙は、貸付開始後速やかに指定場所に自動販売機を設置し、運営を開始しなければならない。

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 乙は、前項に定める貸付期間満了後、引き続いて貸付けを希望する場合、貸付期間満了の6箇月前までに申請を行うことで、協議のうえ、1回に限り、同一条件で契約を更新することができる。

3 前項に定める契約の更新を行う場合の貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（貸付料）

第3条 貸付料は、1箇所あたり年額○○○, ○○○円とし、消費税の対象となる場所については、これに消費税と地方消費税を加算した額（以下「1箇所あたりの貸付料年額」という。）とする。

2 前項の貸付料については、乙は、甲が発行する納入通知書により、納入通知書記載の期日までに横須賀市公金取扱機関に納付しなければならない。

（延滞金）

第4条 乙は、貸付料を納付期限までに納付しないときは、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、公有財産規則（昭和46年横須賀市規則第26号）に定める割合を乗じて計算して得た額を延滞金として甲に納付する。

（契約不適合等）

第5条 乙は、この契約締結後、貸付物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものを発見しても、追完、貸付料の減免及び損害賠償の請求をすることができないものとする。

(転貸等の禁止)

第6条 乙は、次の行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件の転貸
- (2) 貸付物件の権利の譲渡又は分割
- (3) 貸付物件の使用用途の変更

(物件の保全義務等)

第7条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 貸付物件の使用にあたって第三者に人的物的損害を与えた場合は、乙の費用負担及び責任において処理しなければならない。

(貸付物件の調査等)

第8条 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、貸付物件の利用状況を確認するため実地を調査し、又は乙に対して貸付物件の利用状況を証する資料の提出若しくは報告を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく前項に定める実地調査を拒み、妨げ、又は資料の提出若しくは報告を怠ってはならない。

3 乙は、年度毎に、貸付物件に設置した自動販売機の4月1日から翌3月31日までの年間売上数及び売上額を集計し、速やかに甲に報告しなければならない。

(設置基準)

第9条 乙は、次に掲げる基準に基づき自動販売機を設置し、運用しなければならない。

- (1) 乙は、防犯措置や金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 乙は、設置する自動販売機で販売する商品の衛生管理に十分注意し、在庫管理を適切に行うこと。
- (3) 乙は、自動販売機に併設して使用済み容器の回収ボックスを設置し、適切に回収し、リサイクル等の処理を行うこと。
- (4) 乙は、500円硬貨及び1,000円紙幣を使用できる自動販売機を設置すること。
- (5) 乙は、場所番号〇、〇については、ユニバーサルデザインに対応した機種を設置すること。
- (6) 乙は、エネルギー使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施した自動販売機を設置すること。
- (7) 乙は、自動販売機設置に際しては、日本産業規格「自動販売機の据付基準（JIS B8562）」、耐震化技術研究会策定の「自動販売機据付基準」などの基準を遵守し、転倒防止措置等安全対策を講じること。
- (8) 乙は、通商産業省（現経済産業省）、農林水産省、大蔵省（現財務省）、厚生省（現厚生労働省）の4省共同通達「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要項」に基づき、設置する自動販売機に管理者及び連絡先を明記し、故障や問い合わせに対応すること。

(必要義務費等)

第10条 自動販売機の設置及び撤去に要する費用、貸付物件の使用に伴い必要とする維持保存のための費用は、乙の負担とする。

2 乙は、光熱水費算定のためにメーターを設置し、その使用量をもとに甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに横須賀市公金取扱機関に光熱水費を納入しなければならない。ただし、乙が電力会社等と直接契約を締結した場合はこの限りでない。

(原状変更等)

第11条 乙は、貸付物件の原状を変更しようとする場合は、甲が定める様式による書面を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(届出事項)

第12条 乙は、住所又は氏名（法人にあっては、所在地又は名称若しくは代表者）に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲、国、他の地方公共団体その他公共団体において、貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(2) 甲が貸付物件のある対象施設を廃止することとなったとき。

(3) 乙が貸付物件を第1条の目的で使用しないとき、又はその目的で使用することをやめたとき。

(4) 乙が貸付料を納付期限後3箇月以上経過して、なお納付しないとき。

(5) 乙が第6条から第9条までの規定に違反したとき。

(6) その他乙がこの契約上の義務を履行しないとき。

(違約金)

第14条 甲は、乙がこの契約の義務に違反した場合、1箇所あたりの貸付料年額に台数と契約年数を乗じた金額の100分の10（円未満切上）に相当する額を請求することができる。

2 前項の違約金は、乙がこの契約上の義務を履行しないため、甲に損害を与えた場合に支払うべき損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(原状回復義務)

第15条 乙は、本契約が満了又は解除されたときは、甲の指定する期日までに乙の費用で貸付物件を原状に復し、甲が定める様式による書面を甲に提出したうえで、返還しなければならない。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めた場合、乙は、現状のまま返還することができる。

2 前項の場合において、乙が原状に復しないときは甲が代わって行い、その費用は乙の負担とする。

(損害賠償)

第16条 乙が故意又は過失によって貸付物件を毀損したときは、乙は、その損害に相当する金額を甲に損害賠償として支払わなければならない。ただし、過失による場合であって甲が特別の理由があると認めたときは、その損害賠償を免除することができる。

(必要義務費等の放棄)

第17条 乙は、本契約が満了又は解除されたときは、貸付物件に乙が支出した必要費又は改良費等の有益費その他貸付物件の使用に伴い支出した費用があっても、これを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第18条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の原則)

第19条 甲と乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

(合意管轄)

第21条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 貸付人 横須賀市小川町11番地
横 須 賀 市
代表者 横須賀市長 上 地 克 明

(乙) 借受人

貸付物件に関する調書

施設名	所在	地目 構造	設置場所	場所 番号	設置 面積

ただし、設置面積に使用済み容器の回収ボックス及び転倒防止装置の面積は含めない。

(案)

自動販売機設置に関する協定書

横須賀市（以下「甲」という。）と ○○○○○○（以下「乙」という。）とは、自動販売機の設置について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する港湾施設の指定場所について、乙の行政財産目的外使用許可申請に基づき、乙に設置許可をするものとする。

2 乙は、指定場所に飲料（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条に規定する酒類及びその類似品を除く。）の自動販売機を設置するものとし、その他の用途に使用してはならない。

3 乙は、協定開始日より速やかに指定場所に自動販売機を設置し、運営を開始しなければならない。

（設置場所）

第2条 設置場所は次のとおりとする。

施設名	所在	地目	設置場所	場所番号	設置面積

2 前項の設置面積は、使用済み容器の回収ボックス及び転倒防止装置の面積を含まないものとする。

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 乙は、指定場所に飲料の自動販売機を設置するために、甲に毎年度、行政財産目的外使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。

3 乙は、協定期間満了後、引き続いて設置を希望する場合、協定期間満了の6箇月前までに申請を行うことで、協議のうえ、1回に限り、同一条件で協定を更新することができる。

4 前項に定める協定の更新を行う場合の協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（使用料）

第4条 使用料は、1箇所あたり年額○○○，○○○円とする。

2 前項の使用料については、乙は、甲が発行する納入通知書により、納入通知書記載の期日までに横須賀市公金取扱機関に納入しなければならない。

（契約不適合等）

第5条 乙は、この協定締結後、設置場所に数量の不足その他協定の内容に適合しないものを発見しても、追完、使用料の減免及び損害賠償の請求をすることができないものとする。

(転貸等の禁止)

第6条 乙は、次の行為をしてはならない。

- (1) 設置場所の転貸
- (2) 設置する権利の譲渡又は分割
- (3) 設置場所の使用用途の変更

(設置場所の保全義務等)

第7条 乙は、設置場所を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

- 2 設置場所の使用にあたって第三者に人的物的損害を与えた場合は、乙の費用負担及び責任において処理しなければならない。

(設置場所の調査等)

第8条 甲は、本協定の履行に関し必要があると認めるときは、設置場所の利用状況を確認するため実地を調査し、又は乙に対して設置場所の利用状況を証する資料の提出若しくは報告を求めることができる。

- 2 乙は、正当な理由なく前項に定める実地調査を拒み、妨げ、又は資料の提出若しくは報告を怠ってはならない。

- 3 乙は、年度毎に、本協定に係る自動販売機の4月1日から翌3月31日までの年間売上数及び売上額を集計し、速やかに甲に報告しなければならない。

(設置基準)

第9条 乙は、次に掲げる基準に基づき自動販売機を設置し、運用しなければならない。

- (1) 乙は、防犯措置や金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 乙は、設置する自動販売機で販売する商品の衛生管理に十分注意し、在庫管理を適切に行うこと。
- (3) 乙は、自動販売機に併設して使用済み容器の回収ボックスを設置し、適切に回収し、リサイクル等の処理を行うこと。
- (4) 乙は、500円硬貨及び1,000円紙幣を使用できる自動販売機を設置すること。
- (5) 乙は、エネルギー使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施した自動販売機を設置すること。
- (6) 乙は、自動販売機設置に際しては、日本産業規格「自動販売機の据付基準（JIS B8562）」、一般社団法人日本自動販売機工業会「自動販売機の屋内据付基準」、耐震化技術研究会策定の「自動販売機据付基準」などの基準を遵守し、転倒防止措置等安全対策を講じること。
- (7) 乙は、通商産業省（現経済産業省）、農林水産省、大蔵省（現財務省）、厚生省（現厚生労働省）の4省共同通達「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要項」に基づき、設置する自動販売機に管理者及び連絡先を明記し、故障や問い合わせに対応すること。

(必要義務費等)

第10条 自動販売機の設置及び撤去に要する費用、設置に伴い必要とする維持保存のための費用は、乙の負担とする。

2 乙は、光熱水費算定のためにメーターを設置し、その使用量をもとに甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに横須賀市公金取扱機関に光熱水費を納入しなければならない。ただし、乙が電力会社等と直接契約を締結した場合はこの限りではない。

(原状変更等)

第11条 乙は、設置場所の原状を変更しようとする場合は、甲が定める様式による書面を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(届出事項)

第12条 乙は、住所又は氏名（法人にあっては、所在地又は名称若しくは代表者）に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(協定の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、この協定を解除することができる。

- (1) 甲、国、他の地方公共団体その他公共団体において、設置場所を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 行政財産目的外使用許可の取消及び不許可のとき。また、行政財産目的外使用許可申請の無いとき。
- (3) 乙が設置場所を第1条の目的で使用しないとき、又はその目的で使用することをやめたとき。
- (4) 乙が使用料を納付期限後3箇月以上経過して、なお納付しないとき。
- (5) 乙が第6条から第9条までの規定に違反したとき。
- (6) その他乙がこの協定上の義務を履行しないとき。

(違約金)

第14条 甲は、乙がこの協定の義務に違反した場合、1箇所あたりの使用料年額に台数と設置年数を乗じた金額の100分の10（円未満切上）に相当する額を請求することができる。

2 前項の違約金は、乙がこの協定上の義務を履行しないため、甲に損害を与えた場合に支払うべき損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(原状回復義務)

第15条 乙は、本協定が満了又は解除されたときは、甲の指定する期日までに乙の費用で設置場所を原状に復し、甲が定める様式による書面を甲に提出したうえで、返還しなければならない。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めた場合、現状のまま返還することができる。

2 前項の場合において、乙が原状に復しないときは甲が代わって行い、その費用は乙の負担とする。

(損害賠償)

第16条 乙が故意又は過失によって設置場所を毀損したときは、乙は、その損害に相当する金額を甲に損害賠償として支払わなければならない。ただし、過失による場合であって甲が特別の理由があると認めたときは、その損害賠償を免除することができる。

(必要義務費等の放棄)

第17条 乙は、本協定が満了又は解除されたときは、設置にあたって乙が支出した必要費又は改良費等の有益費その他設置場所の使用に伴い支出した費用があっても、これを甲に請求することができない。

(協定の費用)

第18条 この協定に要する費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の原則)

第19条 甲と乙は、信義を重んじ誠実にこの協定を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第20条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

(合意管轄)

第21条 本協定から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

上記協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 横須賀市小川町11番地
横 須 賀 市
代表者 横須賀市長 上 地 克 明

(乙)

(案)

自動販売機設置契約書

横須賀市（以下「甲」という。）と ○○○○○○（以下「乙」という。）とは、自動販売機の設置について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が神奈川県から受けた神奈川県立観音崎公園への都市公園施設の設置許可に基づき、指定場所に飲料（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条に規定する酒類及びその類似品を除く。）の自動販売機を設置するものとし、その他の用途に使用してはならない。

2 乙は、設置開始日より速やかに指定場所に自動販売機を設置し、運営を開始しなければならない。

（設置場所）

第2条 設置場所は次のとおりとする。

施設名	所在	地目	設置場所	場所番号	設置面積
横須賀美術館	横須賀市 鴨居4丁目 9番	官有地	県立観音崎公園園路 (横須賀美術館敷地内)	52	1.53㎡

2 前項の設置面積は、使用済み容器の回収ボックス及び転倒防止装置の面積を含むものとする。

（設置期間）

第3条 設置期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 乙は、前項に定める設置期間満了後、引き続いて設置を希望する場合、設置期間満了の6箇月前までに申請を行うことで、協議のうえ、1回に限り、同一条件で契約を更新することができる。

3 前項に定める契約の更新を行う場合の設置期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（設置料）

第4条 設置料は、年額○○○,○○○円とする。

2 前項の設置料については、乙は、甲が発行する納入通知書により、納入通知書記載の期日までに横須賀市公金取扱機関に納入しなければならない。

（契約不適合等）

第5条 乙は、この契約締結後、設置場所に数量の不足その他契約の内容に適合しないものを発見しても、追完、設置料の減免及び損害賠償の請求をすることができないものとする。

(転貸等の禁止)

第6条 乙は、次の行為をしてはならない。

- (1) 設置場所の転貸
- (2) 設置する権利の譲渡又は分割
- (3) 設置場所の使用用途の変更

(設置場所の保全義務等)

第7条 乙は、設置場所を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

- 2 設置場所の使用にあたって第三者に人的物的損害を与えた場合は、乙の費用負担及び責任において処理しなければならない。

(設置場所の調査等)

第8条 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、設置場所の利用状況を確認するため実地を調査し、又は乙に対して設置場所の利用状況を証する資料の提出若しくは報告を求めることができる。

- 2 乙は、正当な理由なく前項に定める実地調査を拒み、妨げ、又は資料の提出若しくは報告を怠ってはならない。

- 3 乙は、年度毎に、指定場所に設置した自動販売機の4月1日から翌3月31日までの年間売上数及び売上額を集計し、速やかに甲に報告しなければならない。

(設置基準)

第9条 乙は、次に掲げる基準に基づき自動販売機を設置し、運用しなければならない。

- (1) 乙は、防犯措置や金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 乙は、設置する自動販売機で販売する商品の衛生管理に十分注意し、在庫管理を適切に行うこと。
- (3) 乙は、自動販売機に併設して使用済み容器の回収ボックスを設置し、適切に回収し、リサイクル等の処理を行うこと。
- (4) 乙は、500円硬貨及び1,000円紙幣を使用できる自動販売機を設置すること。
- (5) 乙は、ユニバーサルデザインに対応した機種を設置すること。
- (6) 乙は、エネルギー使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施した自動販売機を設置すること。
- (7) 乙は、自動販売機設置に際しては、日本産業規格「自動販売機の据付基準（JIS B8562）」、耐震化技術研究会策定の「自動販売機据付基準」などの基準を遵守し、転倒防止措置等安全対策を講じること。
- (8) 乙は、通商産業省（現経済産業省）、農林水産省、大蔵省（現財務省）、厚生省（現厚生労働省）の4省共同通達「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要項」に基づき、設置する自動販売機に管理者及び連絡先を明記し、故障や問い合わせに対応すること。
- (9) 乙は、設置場所が県立都市公園であることを鑑み、景観に配慮した、白色を基調とした自動販売機を設置すること。

(必要義務費等)

第10条 自動販売機の設置及び撤去に要する費用、設置に伴い必要とする維持保存のための費用は、乙の負担とする。

2 乙は、光熱水費算定のためにメーターを設置し、その使用量をもとに甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに横須賀市公金取扱機関に光熱水費を納入しなければならない。ただし、乙が電力会社等と直接契約を締結した場合はこの限りでない。

(原状変更等)

第11条 乙は、設置場所の原状を変更しようとする場合は、甲が定める様式による書面を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(届出事項)

第12条 乙は、住所又は氏名（法人にあっては、所在地又は名称若しくは代表者）に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲、国、他の地方公共団体その他公共団体において、設置場所を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 甲が、神奈川県から都市公園施設の設置許可を得ることができなかつたとき。
- (3) 乙が設置場所を第1条の目的で使用しないとき、又はその目的で使用するをやめたとき。
- (4) 乙が設置料を納付期限後3箇月以上経過して、なお納付しないとき。
- (5) 乙が第6条から第9条までの規定に違反したとき。
- (6) その他乙がこの契約上の義務を履行しないとき。

(違約金)

第14条 甲は、乙がこの契約の義務に違反した場合、設置料年額に設置年数を乗じた金額の100分の10（円未満切上）に相当する額を請求することができる。

2 前項の違約金は、乙がこの契約上の義務を履行しないため、甲に損害を与えた場合に支払うべき損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(原状回復義務)

第15条 乙は、本契約が満了又は解除されたときは、甲の指定する期日までに乙の費用で設置場所を原状に復し、甲が定める様式による書面を甲に提出したうえで、返還しなければならない。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めた場合、現状のまま返還することができる。

2 前項の場合において、乙が原状に復しないときは甲が代わって行い、その費用は乙の負担とする。

(損害賠償)

第16条 乙が故意又は過失によって設置場所を毀損したときは、乙は、その損害に相当する金額を甲に損害賠償として支払わなければならない。ただし、過失による場合であって甲が特別の理由があると認めたときは、その損害賠償を免除することができる。

(必要義務費等の放棄)

第17条 乙は、本契約が満了又は解除されたときは、設置にあたって乙が支出した必要費又は改良費等の有益費その他設置場所の使用に伴い支出した費用があっても、これを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第18条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の原則)

第19条 甲と乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

(合意管轄)

第21条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

横須賀市小川町11番地

横 須 賀 市

代表者 横須賀市長 上 地 克 明

(乙)

物件調書

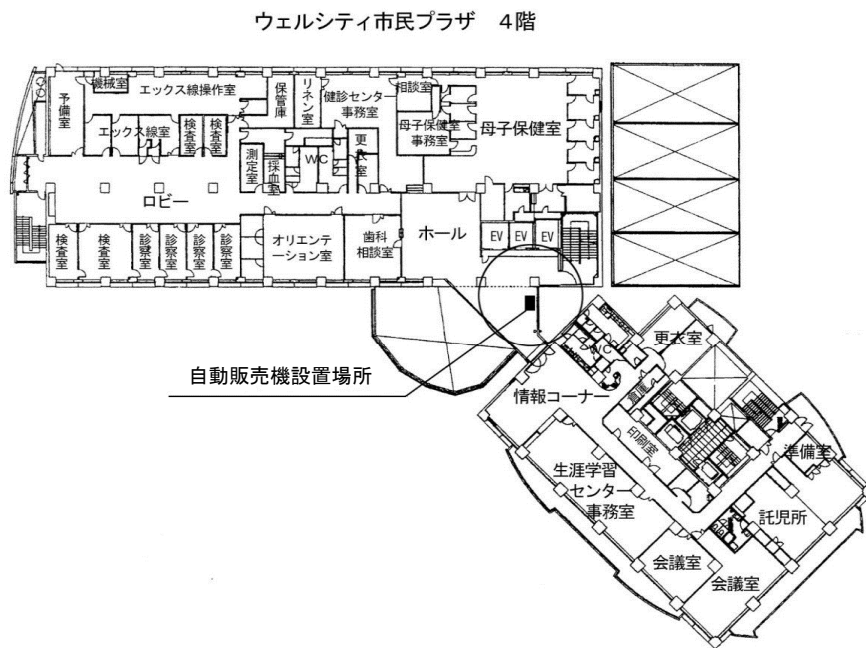
物件番号 1

物件調書

最低貸付価格	設置場所 1箇所あたり 80,000円 (税抜)	
場所番号28	区 分	建物貸付
	所 在	横須賀市西逸見町 1丁目38番地11
	施 設 名	ウェルシティ市民プラザ
	設 置 場 所	4階 エレベーターホール
場所番号36	区 分	建物貸付
	所 在	横須賀市久里浜 6丁目642番地 5 (横須賀市立南図書館 2階)
	施 設 名	教育研究所
	設 置 場 所	2階 事務室前
場所番号45	区 分	建物貸付
	所 在	横須賀市上町 1丁目60番地 1
	施 設 名	横須賀市立中央図書館
	設 置 場 所	3階 階段ホール
場所番号104	区 分	土地貸付
	所 在	横須賀市平成町 3丁目 1番
	施 設 名	海辺つり公園
	設 置 場 所	入口横
場所番号120	区 分	土地貸付
	所 在	横須賀市平成町 3丁目27番 1
	施 設 名	うみかぜ公園
	設 置 場 所	第1駐車場
場所番号133	区 分	建物貸付
	所 在	横須賀市西逸見町 1丁目38番地11
	施 設 名	ウェルシティ市民プラザ
	設 置 場 所	2階 エントランスホール警備控室前

場所番号28	物件調書
施設名	ウェルシティ市民プラザ
所在	横須賀市西逸見町1丁目38番地11
設置場所	4階 エレベーターホール (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.93㎡ 約1.18m×0.79m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約280人
月平均の来訪者数	約28,310人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約1,330本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開館時間	駐車場(7時30分~22時30分)、健康部(8時30分~17時15分)、中央健康福祉センター・保健所(8時30分~17時)、健康増進センター(9時30分~21時30分)、逸見青少年の家(9時~21時)、生涯学習センター(9時~22時)
閉館日	駐車場(無休)、健康部・中央健康福祉センター・保健所(土日祝日・年末年始)、健康増進センター(年末年始・臨時あり)、逸見青少年の家(月曜日・年末年始)、生涯学習センター(年末年始・臨時あり)
施設の問い合わせ先	横須賀市民生局健康部健康総務課 連絡先046-824-7502
備考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 13台 ユニバーサルデザインに対応した機種を設置してください。 ウェルシティ市民プラザ内の施設は、駐車場(地下1~地下2階)・逸見青少年の家(2階)・健康部(3~5階)・中央健康福祉センター(3~4階)・生涯学習センター(2・4・5階)・健康増進センター(6階)になります。

配置図



場所番号36	物件調書
施設名	教育研究所
所在	横須賀市久里浜6丁目642番地5 (横須賀市立南図書館2階)
設置場所	2階 事務室前 (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.85㎡ 約0.95m×0.90m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約33人
月平均の来訪者数	約1,500人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約1,220本
開館時間	9時00分~17時45分
閉館日	土日祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育研究所 連絡先046-836-2443
備考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台

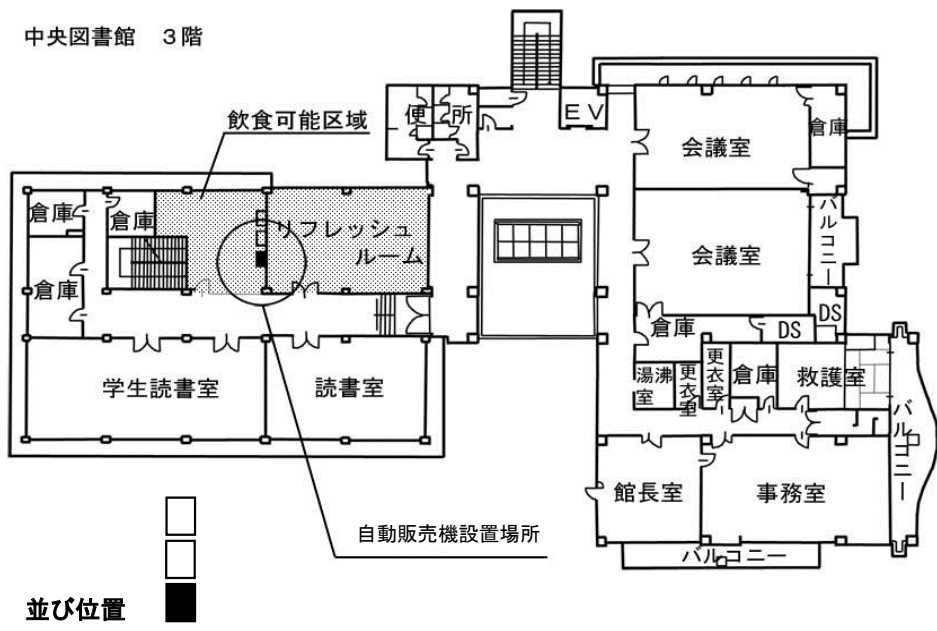
配置図

教育研究所 2階



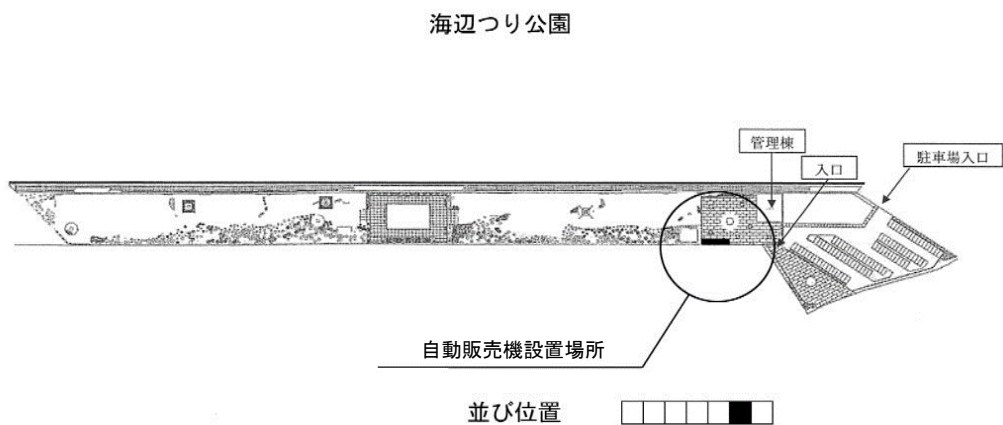
場所番号45	物件調書
施設名	横須賀市立中央図書館
所在	横須賀市上町1丁目60番地1
設置場所	3階 階段ホール (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.98㎡ 約1.16m×0.85m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約30人
月平均の来訪者数	約14,000人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約2,170本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開館時間	9時30分~17時20分 (祝日を除く木・金曜日は19時20分まで)
閉館日	月曜日、図書整理期間、館内整理日(第4木曜日) 年末年始(12月29日から1月3日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会中央図書館 連絡先046-822-2202
備考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 5台 ユニバーサルデザインに対応した機種を設置してください。 飲料の搬入時間は、図書館とご相談のうえ設定してください。 この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の並び位置の黒塗り部分となります。

配置図



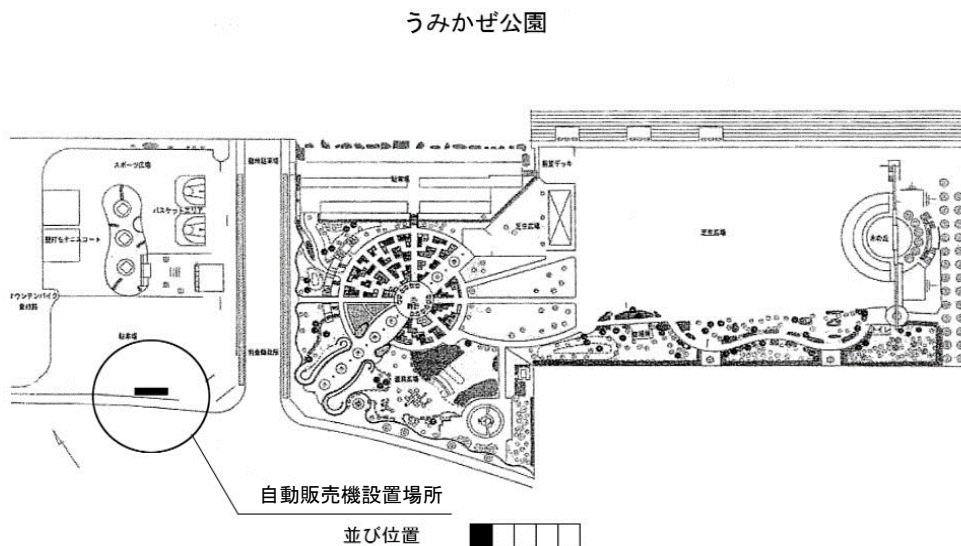
場所番号104	物 件 調 書
施 設 名	海辺つり公園
所 在	横須賀市平成町3丁目1番
設 置 場 所	入口横 (下図のとおり)
屋 内 ・ 屋 外 (屋 根 の 有 無) と 消 費 税	屋外 (屋根無) につき消費税非課税
自 動 販 売 機 の 指 定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約1.00㎡ 約1.00m×1.00m (回収ボックスを除く)
建 物 内 職 員 数	約5人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約5,700人
年 間 売 上 本 数 (令 和 2 ~ 3 年 度 平 均)	約3,520本 (台風の影響による災害復旧工事に伴う休園対応あり)
開 園 時 間	5時00分~22時00分
閉 園 日	なし
施 設 の 問 い 合 せ 先	横須賀市建設部港湾管理課 連絡先046-822-9717
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 10台 ※アイスの自動販売機1台は含まない(今回入札対象外) この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の並び位置の黒塗り部分となります。

配置図



場所番号120	物 件 調 書	
施 設 名	うみかぜ公園	
所 在	横須賀市平成町3丁目27番1	
設 置 場 所	第1駐車場 (下図のとおり)	
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋外(屋根無)につき消費税非課税	
自動販売機の指定	清涼飲料水	
設置場所の面積	1台 約1.00㎡ 約1.00m×1.00m (回収ボックスを除く)	
建物内職員数	約5人	
月平均の来訪者数	約13,700人	
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約5,020本	
開園時間	24時間	
閉園日	なし	
施設の問い合わせ先	横須賀市建設部港湾管理課 連絡先046-822-9717	
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 14台 ※アイスの自動販売機2台は含まない(今回入札対象外) この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の並び位置の黒塗り部分となります。	

配置図



場所番号133	物件調書
施設名	ウェルシティ市民プラザ
所在	横須賀市西逸見町1丁目38番地11
設置場所	2階エントランスホール警備控室前 (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.75㎡ 約1.03m×0.73m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約280人
月平均の来訪者数	約28,310人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約2,300本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開館時間	駐車場(7時30分~22時30分)、健康部(8時30分~17時15分)、中央健康福祉センター・保健所(8時30分~17時)、健康増進センター(9時30分~21時30分)、逸見青少年の家(9時~21時)、生涯学習センター(9時~22時)
閉館日	駐車場(無休)、健康部・中央健康福祉センター・保健所(土日祝日・年末年始)、健康増進センター(年末年始・臨時あり)、逸見青少年の家(月曜日・年末年始)、生涯学習センター(年末年始・臨時あり)
施設の問い合わせ先	横須賀市民生局健康部健康総務課 連絡先046-824-7502
備考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 13台 ユニバーサルデザインに対応した機種を設置してください。 ウェルシティ市民プラザ内の施設は、駐車場(地下1~地下2階)・逸見青少年の家(2階)・健康部(3~5階)・中央健康福祉センター(3~4階)・生涯学習センター(2・4・5階)・健康増進センター(6階)になります。 この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の並び位置の黒塗り部分となります。

配置図



物件番号 2

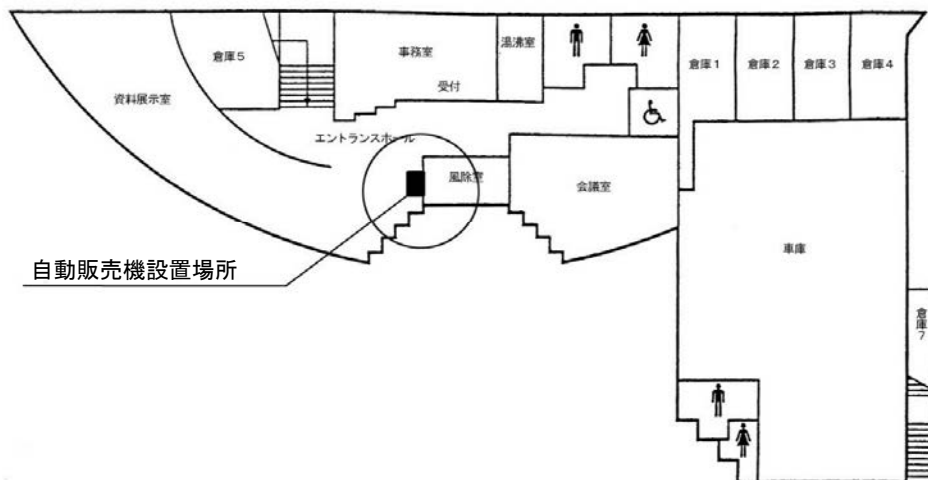
物件調書

最低貸付価格	設置場所 1箇所あたり 80,000円 (税抜)	
場所番号 2	区 分	建物貸付
	所 在	横須賀市安浦町 2丁目33番地10
	施 設 名	安浦コミュニティセンター
	設 置 場 所	1階 ホール
場所番号 5	区 分	建物貸付
	所 在	横須賀市夏島町 9番地
	施 設 名	追浜行政センター
	設 置 場 所	1階 玄関横 (外)
場所番号14	区 分	建物貸付
	所 在	横須賀市池上 4丁目4428番地 8
	施 設 名	池上市民プラザ
	設 置 場 所	1階 コミュニティセンター
場所番号44	区 分	建物貸付
	所 在	横須賀市上町 1丁目60番地 1
	施 設 名	横須賀市立中央図書館
	設 置 場 所	2階 階段ホール
場所番号46	区 分	建物貸付
	所 在	横須賀市上町 1丁目60番地 1
	施 設 名	横須賀市立中央図書館
	設 置 場 所	3階 階段ホール
場所番号111	区 分	土地貸付
	所 在	横須賀市平成町 3丁目 1番
	施 設 名	海辺つり公園
	設 置 場 所	園内中央

場所番号 2	物 件 調 書
施 設 名	安浦コミュニティセンター
所 在	横須賀市安浦町 2 丁目 33 番地 10
設 置 場 所	1 階 ホール (下図のとおり)
屋内・屋外 (屋根の有無) と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1 台 約 0.81㎡ 約 1.03m × 0.79m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約 1 人
月平均の来訪者数	約 1,800 人
年間売上本数 (令和 2 ~ 3 年度平均)	約 1,680 本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開 館 時 間	9 時 00 分 ~ 21 時 00 分
閉 館 日	年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市民生局地域支援部地域コミュニティ支援課 連絡先 046-822-8303
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1 台 ユニバーサルデザインに対応した機種を設置してください。

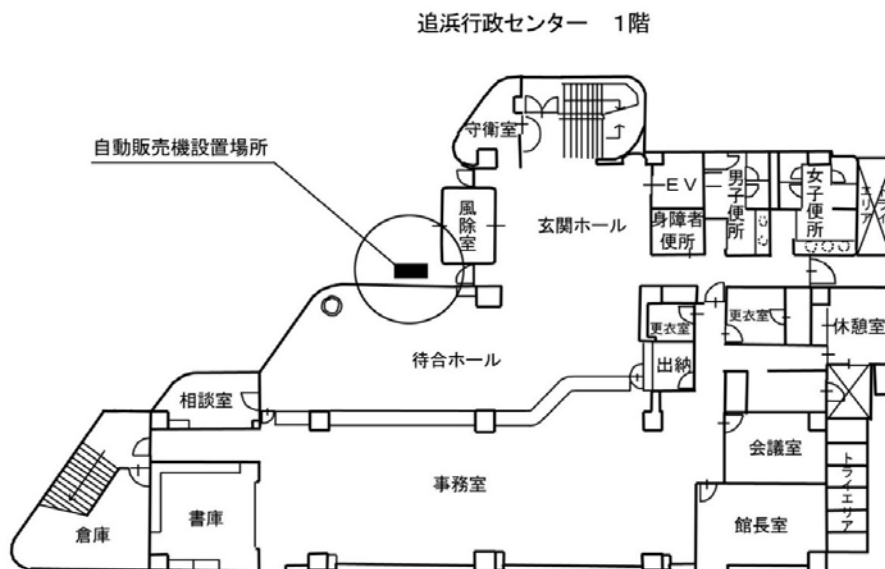
配置図

安浦コミュニティセンター 1階



場所番号 5	物 件 調 書
施 設 名	追浜行政センター
所 在	横須賀市夏島町 9 番地
設 置 場 所	1 階 玄関横 (外) (下図のとおり)
屋内・屋外 (屋根の有無) と消費税	屋外 (屋根有) につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1 台 約0.85㎡ 約1.16m×0.74m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約15人
月平均の来訪者数	約6,000人
年間売上本数 (令和2～3年度平均)	約6,150本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開 館 時 間	行政センター：8時30分～17時00分 コミュニティセンター：9時00分～21時00分
閉 館 日	行政センター：土日祝日、年末年始 (12月29日から1月3日まで) コミュニティセンター：年末年始 (12月29日から1月3日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市民生局地域支援部追浜行政センター 連絡先046-865-1111
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1 台

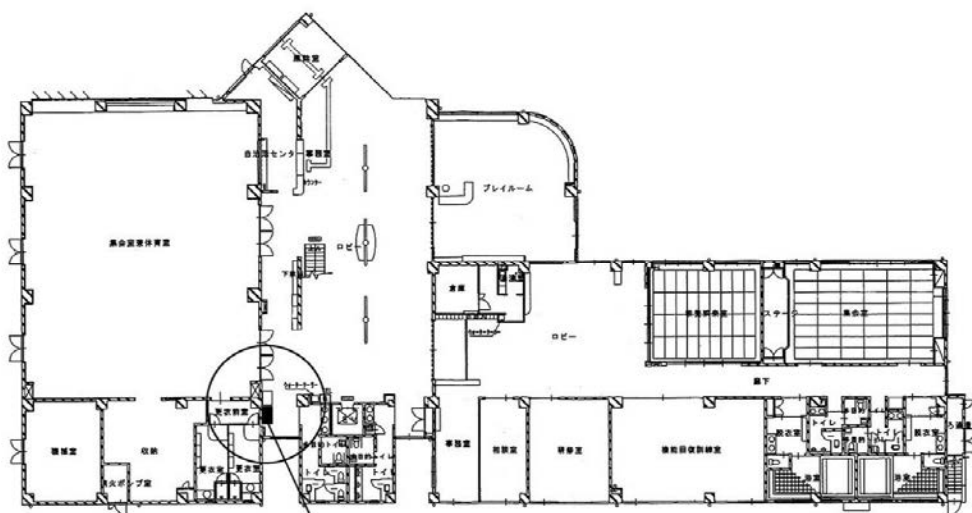
配置図



場所番号14	物 件 調 書
施 設 名	池上市民プラザ
所 在	横須賀市池上4丁目4428番地8
設 置 場 所	1階 コミュニティセンター (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.96㎡ 約1.20m×0.80m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	コミュニティセンター部分:約9人 全体:約16人
月平均の来訪者数	コミュニティセンター部分:約8,600人 全体:約12,646人
年間売上本数 (令和2~3年度平均)	約2,120本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開 館 時 間	9時00分~21時00分
閉 館 日	年末年始(12月29日から1月3日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市民生局地域支援部衣笠行政センター 連絡先046-853-1611
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 3台 ユニバーサルデザインに対応した機種を設置してください。 この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の 並び位置の黒塗り部分となります。

配置図

池上市民プラザ 1階

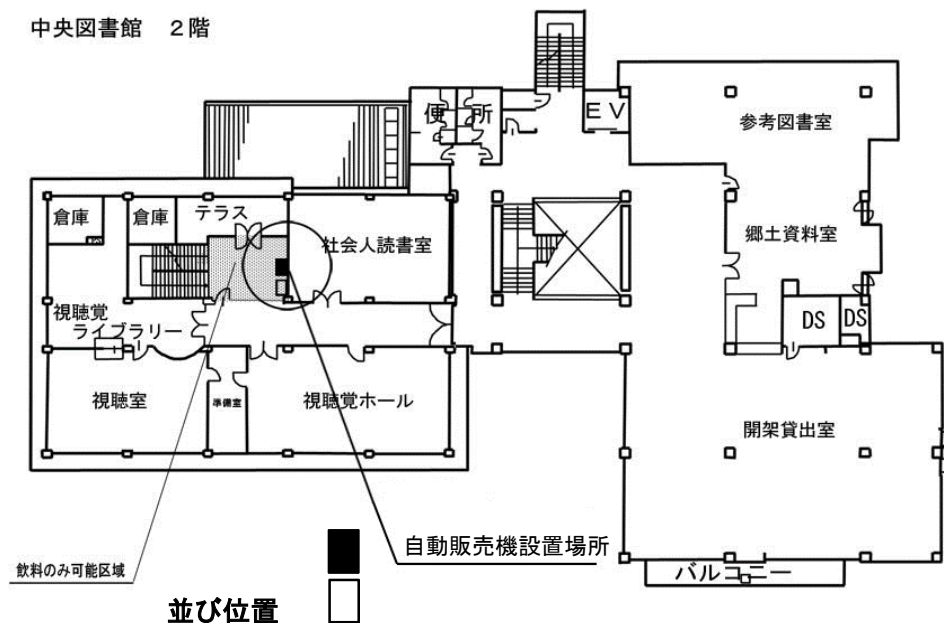


自動販売機設置場所

並び位置 

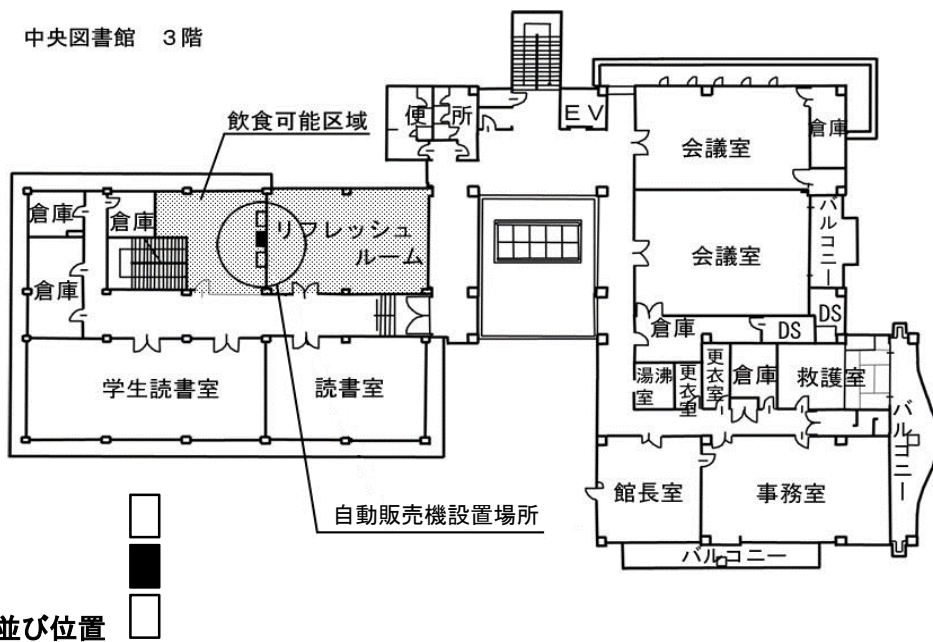
場所番号44	物件調書
施設名	横須賀市立中央図書館
所在	横須賀市上町1丁目60番地1
設置場所	2階 階段ホール (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.85㎡ 約1.17m×0.73m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約30人
月平均の来訪者数	約14,000人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約1,610本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開館時間	9時30分~17時20分 (祝日を除く木・金曜日は19時20分まで)
閉館日	月曜日、図書整理期間、館内整理日(第4木曜日) 年末年始(12月29日から1月3日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会中央図書館 連絡先046-822-2202
備考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 5台 ユニバーサルデザインに対応した機種を設置してください。 飲料の搬入時間は、図書館とご相談のうえ設定してください。 この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の 並び位置の黒塗り部分となります。

配置図



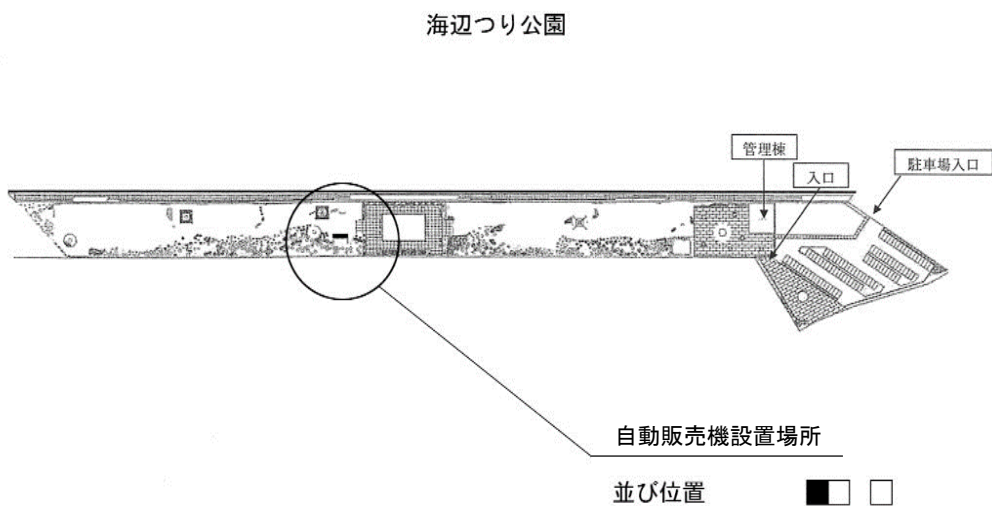
場所番号46	物件調書
施設名	横須賀市立中央図書館
所在	横須賀市上町1丁目60番地1
設置場所	3階 階段ホール (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.89㎡ 約1.23m×0.73m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約30人
月平均の来訪者数	約14,000人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約2,480本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開館時間	9時30分~17時20分 (祝日を除く木・金曜日は19時20分まで)
閉館日	月曜日、図書整理期間、館内整理日(第4木曜日) 年末年始(12月29日から1月3日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会中央図書館 連絡先046-822-2202
備考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 5台 ユニバーサルデザインに対応した機種を設置してください。 飲料の搬入時間は、図書館とご相談のうえ設定してください。 この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の並び位置の黒塗り部分となります。

配置図



場所番号111	物 件 調 書
施 設 名	海辺つり公園
所 在	横須賀市平成町3丁目1番
設 置 場 所	園内中央 (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋外(屋根無)につき消費税非課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約1.00㎡ 約1.00m×1.00m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約5人
月平均の来訪者数	約5,700人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約1,430本 (台風の影響による災害復旧工事に伴う休園対応あり)
開 園 時 間	5時00分~22時00分
閉 園 日	なし
施設の問い合わせ先	横須賀市建設部港湾管理課 連絡先046-822-9717
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 10台 ※アイスの自動販売機1台は含まない(今回入札対象外) この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の並び位置の黒塗り部分となります。

配置図



物件番号 3

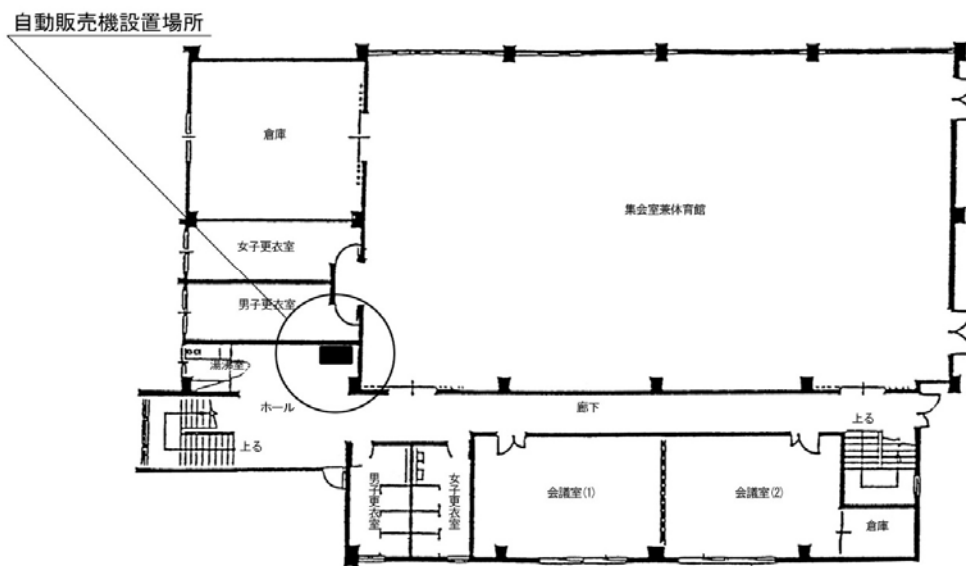
物件調書

最低貸付価格	設置場所 1箇所あたり 80,000円 (税抜)	
場所番号19	区 分	建物貸付
	所 在	横須賀市岩戸 1丁目415番地168
	施 設 名	岩戸コミュニティセンター
	設 置 場 所	1階 ホール
場所番号26	区 分	建物貸付
	所 在	横須賀市西逸見町 1丁目38番地11
	施 設 名	ウェルシティ市民プラザ
	設 置 場 所	地下1階 駐車場
場所番号37	区 分	建物貸付
	所 在	横須賀市夏島町12番地 6
	施 設 名	横須賀市立北図書館
	設 置 場 所	1階 エントランスホール
場所番号51	区 分	建物貸付
	所 在	横須賀市坂本町 6丁目18番地 3
	施 設 名	中央斎場
	設 置 場 所	2階 ロビー
場所番号52	区 分	土地貸付
	所 在	横須賀市鴨居 4丁目 9番
	施 設 名	横須賀美術館
	設 置 場 所	県立観音崎公園園路 (横須賀美術館敷地内)
場所番号119	区 分	土地貸付
	所 在	横須賀市平成町 3丁目27番 1
	施 設 名	うみかぜ公園
	設 置 場 所	第1 駐車場

場所番号19	物 件 調 書
施 設 名	岩戸コミュニティセンター
所 在	横須賀市岩戸1丁目415番地168
設 置 場 所	1階 ホール (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.73㎡ 約1.00m×0.73m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約1人
月平均の来訪者数	約4,385人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約1,980本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開館時間	9時00分~21時00分
閉館日	年末年始(12月29日から1月3日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市民生局地域支援部久里浜行政センター 連絡先046-834-1111
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台

配置図

岩戸コミュニティセンター 1階



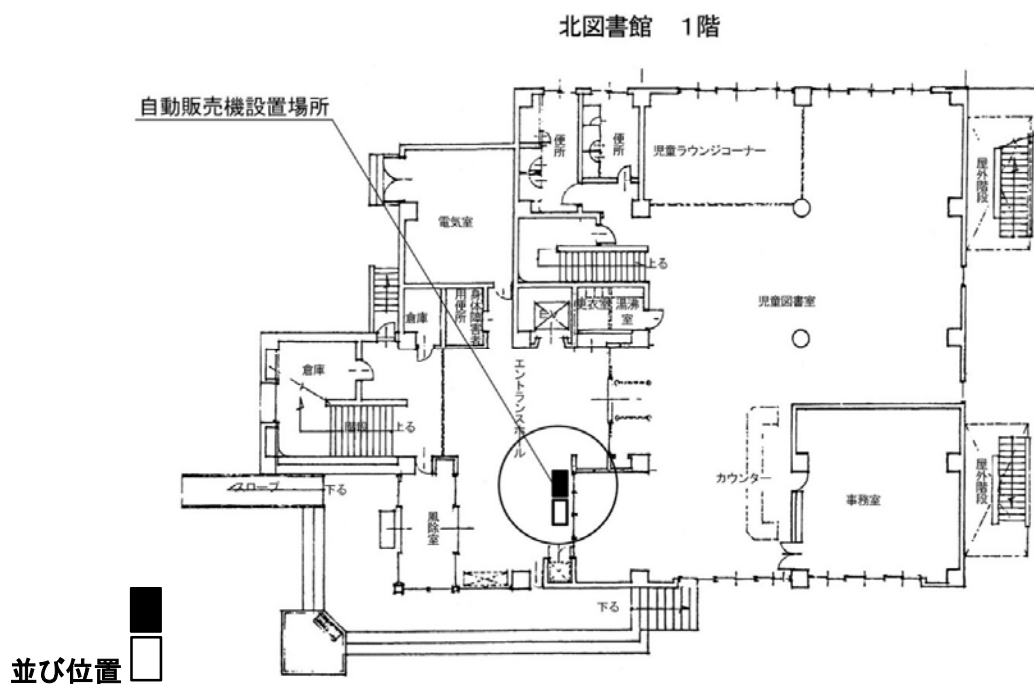
場所番号26	物件調書
施設名	ウェルシティ市民プラザ
所在地	横須賀市西逸見町1丁目38番地11
設置場所	地下1階 駐車場 (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.84㎡ 約1.16m×0.73m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約280人
月平均の来訪者数	約28,310人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約2,270本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開館時間	駐車場(7時30分~22時30分)、健康部(8時30分~17時15分)、中央健康福祉センター・保健所(8時30分~17時)、健康増進センター(9時30分~21時30分)、逸見青少年の家(9時~21時)、生涯学習センター(9時~22時)
閉館日	駐車場(無休)、健康部・中央健康福祉センター・保健所(土日祝日・年末年始)、健康増進センター(年末年始・臨時あり)、逸見青少年の家(月曜日・年末年始)、生涯学習センター(年末年始・臨時あり)
施設の問い合わせ先	横須賀市民生局健康部健康総務課 連絡先046-824-7502
備考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 13台 ウェルシティ市民プラザ内の施設は、駐車場(地下1~地下2階)・逸見青少年の家(2階)・健康部(3~5階)・中央健康福祉センター(3~4階)・生涯学習センター(2・4・5階)・健康増進センター(6階)になります。 この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の並び位置の黒塗り部分となります。

配置図



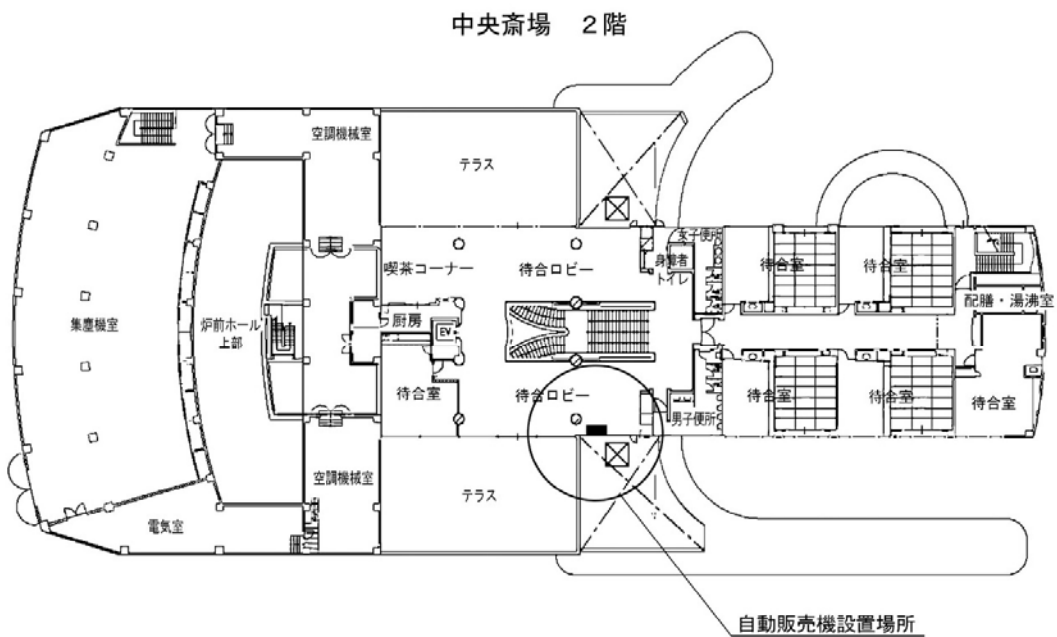
場所番号37	物件調書
施設名	横須賀市立北図書館
所在	横須賀市夏島町12番地6
設置場所	1階 エントランスホール (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.68㎡ 約0.85m×0.80m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約8人
月平均の来訪者数	約10,000人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約2,600本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開館時間	9時30分~17時20分 (祝日を除く木・金曜日は19時20分まで)
閉館日	月曜日、図書整理期間、館内整理日(第4木曜日) 年末年始(12月29日から1月3日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会北図書館 連絡先046-866-0516
備考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 2台 ユニバーサルデザインに対応した機種を設置してください。 飲料の搬入時間は、図書館とご相談のうえ設定してください。 この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の並び位置の黒塗り部分となります。

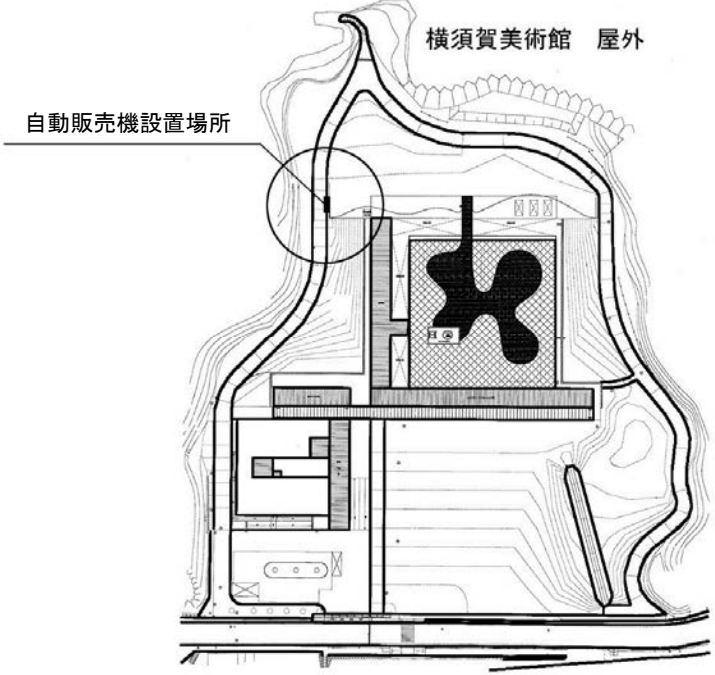
配置図



場所番号51	物 件 調 書
施 設 名	中央斎場
所 在	横須賀市坂本町6丁目18番地3
設 置 場 所	2階 ロビー (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.84㎡ 約1.16m×0.73m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	22人
月平均の来訪者数	約4,670人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約2,710本
開 館 時 間	8時30分~17時00分
閉 館 日	友引日、1月1日から1月3日まで
施設の問い合わせ先	横須賀市民生局健康部健康総務課 中央斎場 連絡先046-823-3809
備 考	この自動販売機以外の自動販売機設置数 3台

配置図

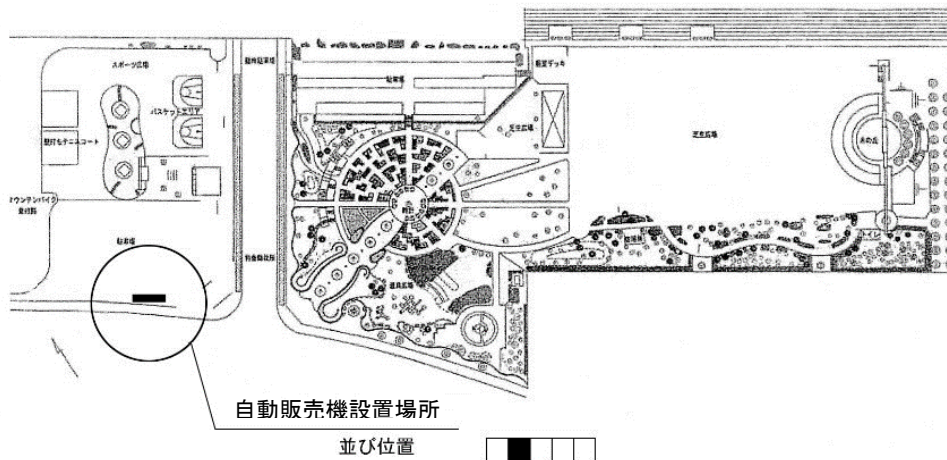


場所番号52	物 件 調 書
施 設 名	横須賀美術館
所 在	横須賀市鴨居4丁目9番
設 置 場 所	県立観音崎公園園路（横須賀美術館敷地内）（下図のとおり）
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根無）につき消費税非課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約1.53㎡ 約1.70m×0.90m（回収ボックスを含む）
建物内職員数	約60人
月平均の来訪者数	約20,000人
年間売上本数 （令和2～3年度平均）	約1,520本（新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり）
開 館 時 間	10時00分～18時00分
施設の問い合わせ先	横須賀市文化スポーツ観光部美術館運営課 連絡先046-845-1211
備 考	<p>本件は、自動販売機設置契約を締結します。 市が、県から都市公園施設の設置許可を得ることができなかった場合、契約の途中でも設置終了となります。 県の許可基準に基づき、白色を基調とした機械を設置してください。 この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 3台 ユニバーサルデザインに対応した機種を設置してください。</p>
<p>配置図</p> 	

場所番号119	物件調書
施設名	うみかぜ公園
所在	横須賀市平成町3丁目27番1
設置場所	第1駐車場（下図のとおり）
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根無）につき消費税非課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約1.00㎡ 約1.00m×1.00m（回収ボックスを除く）
建物内職員数	約5人
月平均の来訪者数	約13,700人
年間売上本数（令和2～3年度平均）	約6,740本
開園時間	24時間
閉園日	なし
施設の問い合わせ先	横須賀市建設部港湾管理課 連絡先046-822-9717
備考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 14台 ※アイスの自動販売機2台は含まない（今回入札対象外） この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の並び位置の黒塗り部分となります。

配置図

うみかぜ公園



物件番号 4

物 件 調 書

最低貸付価格	設置場所 1箇所あたり 80,000円 (税抜)	
場所番号 1	区 分	土地貸付
	所 在	横須賀市坂本町 2丁目26番16
	施 設 名	坂本コミュニティセンター
	設 置 場 所	駐車場脇
場所番号 4	区 分	建物貸付
	所 在	横須賀市本町 3丁目27番地 ベイスクエアよこすか一番館
	施 設 名	市民活動サポートセンター
	設 置 場 所	1階 エントランス
場所番号27	区 分	建物貸付
	所 在	横須賀市西逸見町 1丁目38番地11
	施 設 名	ウェルシティ市民プラザ
	設 置 場 所	地下1階 駐車場
場所番号42	区 分	建物貸付
	所 在	横須賀市久里浜 6丁目642番地 5
	施 設 名	久里浜行政センター
	設 置 場 所	1階 ホール
場所番号100	区 分	土地貸付
	所 在	横須賀市吉倉町 1丁目105番 6
	施 設 名	消防団詰所(第5分団)
	設 置 場 所	詰所敷地内東側
場所番号107	区 分	土地貸付
	所 在	横須賀市平成町 3丁目 1番
	施 設 名	海辺つり公園
	設 置 場 所	入口横

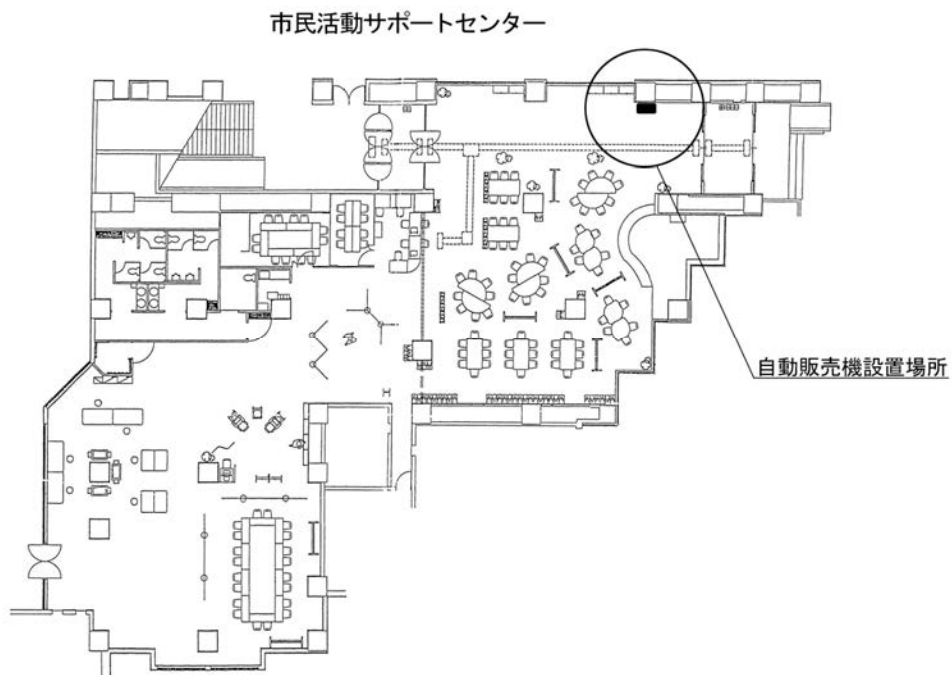
場所番号 1	物 件 調 書
施 設 名	坂本コミュニティセンター
所 在	横須賀市坂本町 2 丁目 26 番 16
設 置 場 所	駐車場脇 (下図のとおり)
屋内・屋外 (屋根の有無) と消費税	屋外 (屋根無) につき消費税非課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1 台 約 0.55㎡ 約 0.88m × 0.63m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約 1 人
月平均の来訪者数	約 1,130 人
年間売上本数 (令和 2 ~ 3 年度平均)	約 1,360 本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開 館 時 間	9 時 00 分 ~ 21 時 00 分
閉 館 日	年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市民生局地域支援部地域コミュニティ支援課 連絡先 046-822-8303
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1 台 この施設は、横須賀市 F M 戦略プランにおいて、令和 6 年 3 月 31 日に 廃止となる施設に指定されています。施設が廃止された場合、契約の 途中でも設置終了となります。

配置図



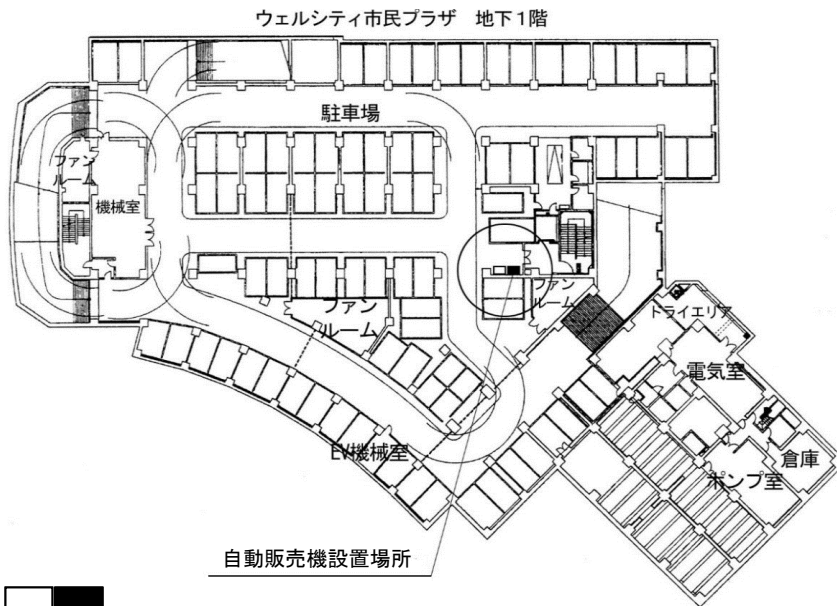
場所番号 4	物 件 調 書	
施 設 名	市民活動サポートセンター	
所 在	横須賀市本町3丁目27番地 ベイスクエアよこすか一番館	
設 置 場 所	1階 エントランス (下図のとおり)	
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税	
自動販売機の指定	清涼飲料水	
設置場所の面積	1台 約0.75㎡ 約1.16m×0.65m (回収ボックスを除く)	
建物内職員数	-	
月平均の来訪者数	約1,570人	
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約1,530本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)	
開館時間	9時00分~22時00分	
閉館日	年末年始(12月29日から1月3日まで)	
施設の問い合わせ先	横須賀市民生局地域支援部市民生活課 連絡先046-822-9699	
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 2台	

配置図



場所番号27	物件調書
施設名	ウェルシティ市民プラザ
所在地	横須賀市西逸見町1丁目38番地11
設置場所	地下1階 駐車場 (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.86㎡ 約1.17m×0.74m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約280人
月平均の来訪者数	約28,310人
年間売上本数(令和2～3年度平均)	約2,160本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開館時間	駐車場(7時30分～22時30分)、健康部(8時30分～17時15分)、中央健康福祉センター・保健所(8時30分～17時)、健康増進センター(9時30分～21時30分)、逸見青少年の家(9時～21時)、生涯学習センター(9時～22時)
閉館日	駐車場(無休)、健康部・中央健康福祉センター・保健所(土日祝日・年末年始)、健康増進センター(年末年始・臨時あり)、逸見青少年の家(月曜日・年末年始)、生涯学習センター(年末年始・臨時あり)
施設の問い合わせ先	横須賀市民生局健康部健康総務課 連絡先046-824-7502
備考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 13台 ウェルシティ市民プラザ内の施設は、駐車場(地下1～地下2階)・逸見青少年の家(2階)・健康部(3～5階)・中央健康福祉センター(3～4階)・生涯学習センター(2・4・5階)・健康増進センター(6階)になります。 この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の並び位置の黒塗り部分となります。

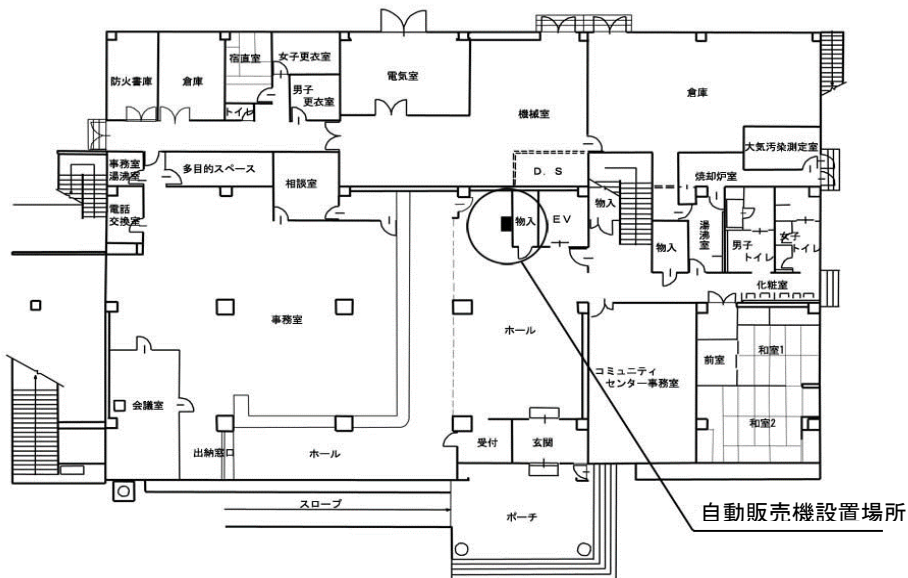
配置図



場所番号42	物件調書
施設名	久里浜行政センター
所在	横須賀市久里浜6丁目642番地5
設置場所	1階 ホール (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.96㎡ 約0.80m×1.20m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約27人
月平均の来訪者数	約13,500人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約5,100本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開館時間	行政センター: 8時30分~17時00分 コミュニティセンター: 9時00分~21時00分
閉館日	行政センター: 土日祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで) コミュニティセンター: 年末年始(12月29日から1月3日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市民生局地域支援部久里浜行政センター 連絡先046-834-1111
備考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台

配置図

久里浜行政センター 1F



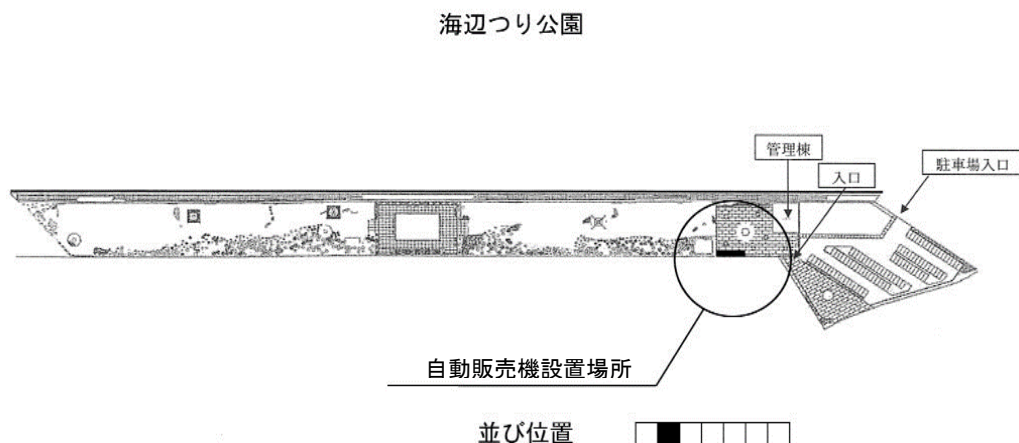
場所番号100	物件調書
施設名	消防団詰所（第5分団）
所在	横須賀市吉倉町1丁目105番6
設置場所	詰所敷地内東側（下図のとおり）
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根無）につき消費税非課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.96㎡ 約1.20m×0.80m（回収ボックスを除く）
建物内職員数	所属団員数12名 平常時は無人
月平均の来訪者数	—
年間売上本数（令和2～3年度平均）	約3,080本
開館時間	—
閉館日	—
施設の問い合わせ先	横須賀市消防局総務課 連絡先046-821-6459
備考	設置場所に段差があるため、設置する機種によってはこれを解消する措置が必要となります。現地を十分にご確認ください。

配置図



場所番号107	物 件 調 書	
施 設 名	海辺つり公園	
所 在	横須賀市平成町3丁目1番	
設 置 場 所	入口横 (下図のとおり)	
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋外(屋根無)につき消費税非課税	
自動販売機の指定	清涼飲料水	
設置場所の面積	1台 約1.00㎡ 約1.00m×1.00m (回収ボックスを除く)	
建物内職員数	約5人	
月平均の来訪者数	約5,700人	
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約3,000本 (台風の影響による災害復旧工事に伴う休園対応あり)	
開園時間	5時00分~22時00分	
閉園日	なし	
施設の問い合わせ先	横須賀市建設部港湾管理課 連絡先046-822-9717	
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 10台 ※アイスの自動販売機1台は含まない(今回入札対象外) この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の並び位置の黒塗り部分となります。	

配置図

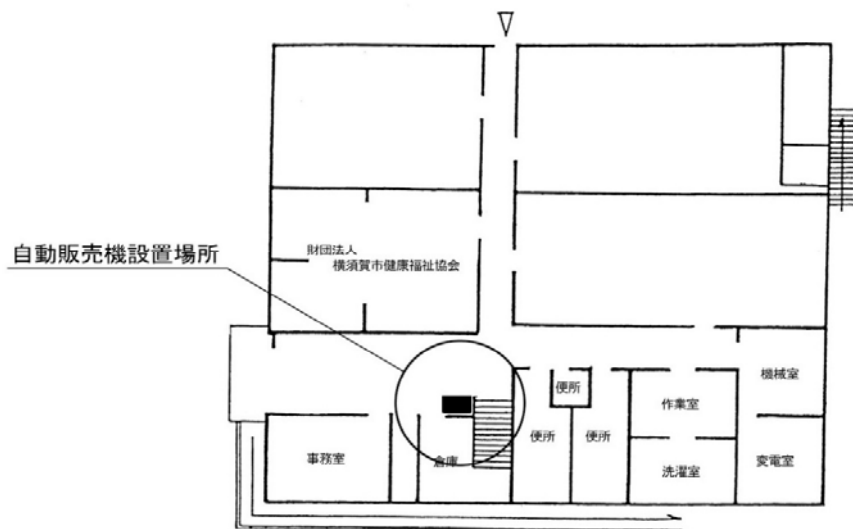


物件番号 5		物件調書	
最低貸付価格	設置場所 1箇所あたり 80,000円 (税抜)		
場所番号 3	区 分	建物貸付	
	所 在	横須賀市三春町 2丁目12番地 1	
	施 設 名	三春コミュニティセンター	
	設 置 場 所	1階 ホール	
場所番号13	区 分	建物貸付	
	所 在	横須賀市池上 4丁目4428番地 8	
	施 設 名	池上市民プラザ	
	設 置 場 所	1階 コミュニティセンター	
場所番号21	区 分	建物貸付	
	所 在	横須賀市長沢 2丁目750番地42	
	施 設 名	北下浦行政センター	
	設 置 場 所	3階 ホール	
場所番号30	区 分	建物貸付	
	所 在	横須賀市深田台37番地11	
	施 設 名	横須賀市立青少年会館	
	設 置 場 所	2階 食堂脇	
場所番号38	区 分	建物貸付	
	所 在	横須賀市夏島町12番地 6	
	施 設 名	横須賀市立北図書館	
	設 置 場 所	1階 エントランスホール	
場所番号94	区 分	土地貸付	
	所 在	横須賀市新港町13番 1	
	施 設 名	港湾管理事務所	
	設 置 場 所	事務所前	
場所番号110	区 分	土地貸付	
	所 在	横須賀市平成町 3丁目 1番	
	施 設 名	海辺つり公園	
	設 置 場 所	園内中央	

場所番号 3	物 件 調 書
施 設 名	三春コミュニティセンター
所 在	横須賀市三春町2丁目12番地1
設 置 場 所	1階 ホール (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.87㎡ 約1.16m×0.75m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約1人
月平均の来訪者数	約2,337人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約3,340本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開 館 時 間	9時00分~21時00分
閉 館 日	年末年始(12月29日から1月3日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市民生局地域支援部地域コミュニティ支援課 連絡先046-822-8303
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 同じフロアに横須賀市健康福祉協会(職員数52名)の事務室があります。

配置図

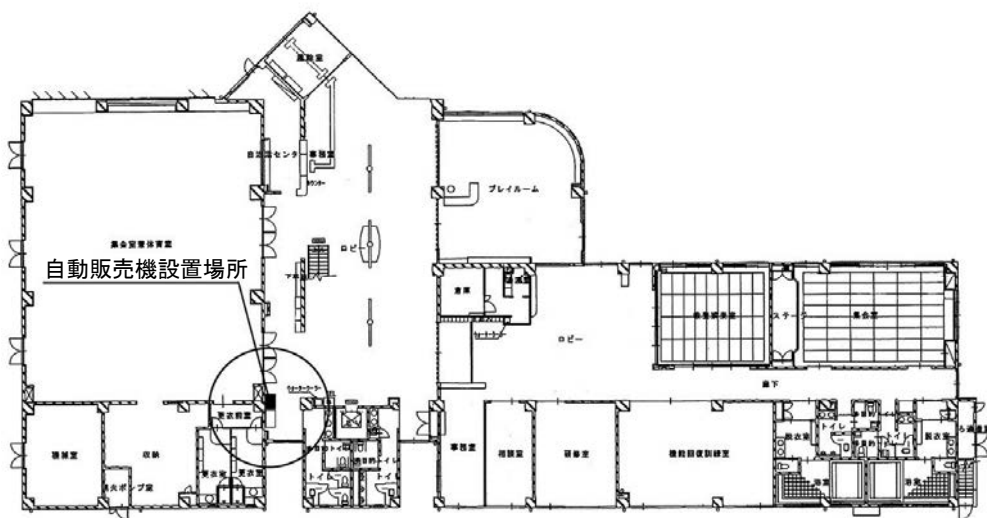
三春コミュニティセンター 1階



場所番号13	物 件 調 書
施 設 名	池上市民プラザ
所 在	横須賀市池上4丁目4428番地8
設 置 場 所	1階 コミュニティセンター (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.96㎡ 約1.20m×0.80m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	コミュニティセンター部分:約9人 全体:約16人
月平均の来訪者数	コミュニティセンター部分:約8,600人 全体:約12,646人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約4,310本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開館時間	9時00分~21時00分
閉館日	年末年始(12月29日から1月3日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市民生局地域支援部衣笠行政センター 連絡先046-853-1611
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 3台 ユニバーサルデザインに対応した機種を設置してください。 この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の並び位置の黒塗り部分となります。

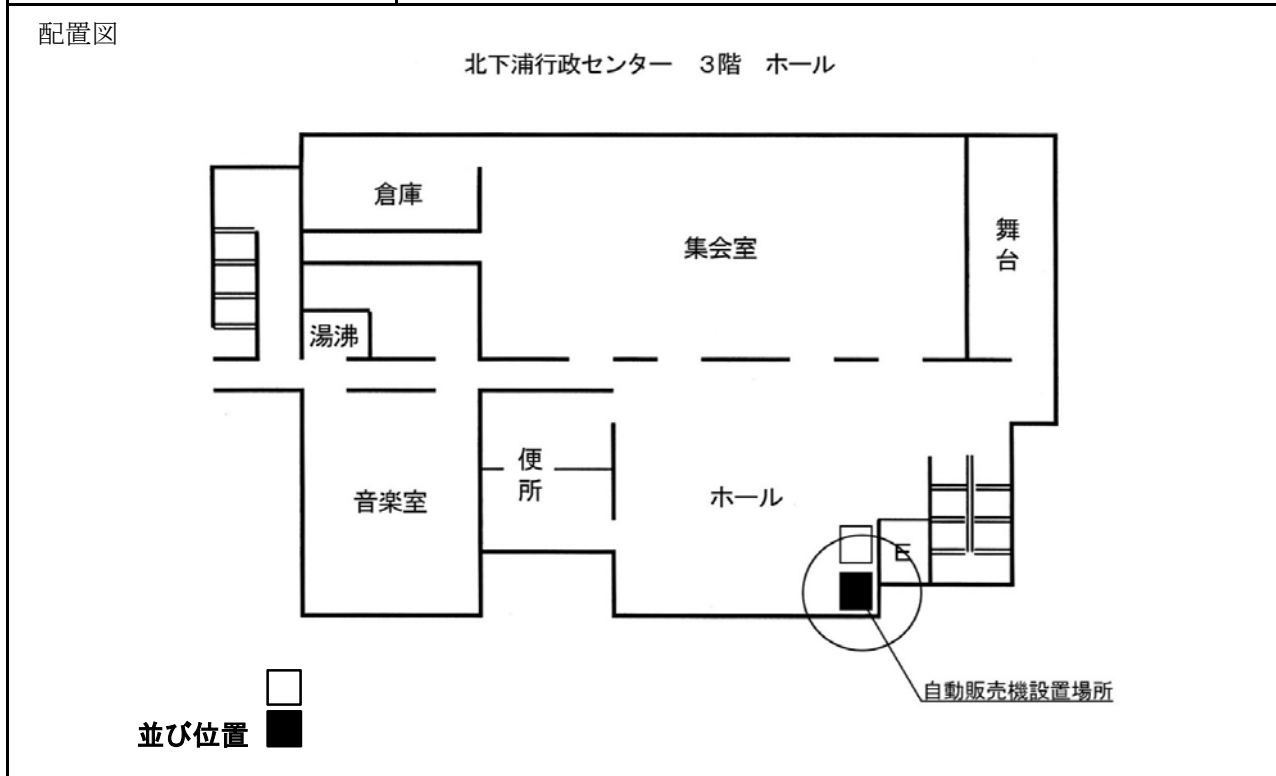
配置図

池上市民プラザ 1階



並び位置 

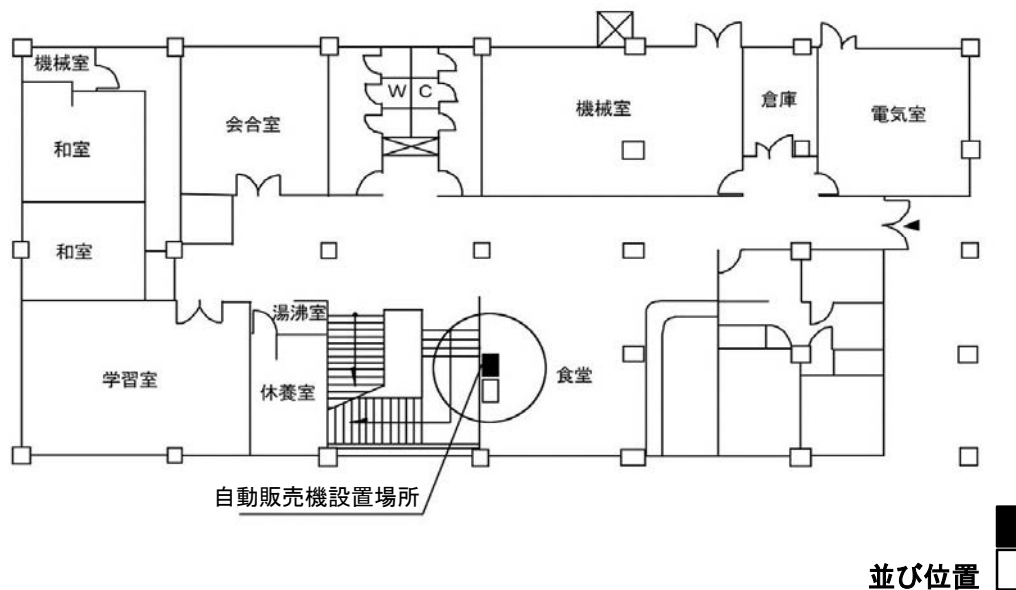
場所番号21	物 件 調 書
施 設 名	北下浦行政センター
所 在	横須賀市長沢 2 丁目750番地42
設 置 場 所	3階 ホール (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.95㎡ 約1.19m×0.80m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約27人
月平均の来訪者数	約3,823人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約2,390本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開館時間	行政センター: 8時30分~17時00分 コミュニティセンター: 9時00分~21時00分
閉館日	行政センター: 土日祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで) コミュニティセンター: 年末年始(12月29日から1月3日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市民生局地域支援部北下浦行政センター 連絡先046-848-0411
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 2台 ユニバーサルデザインに対応した機種を設置してください。 この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の 並び位置の黒塗り部分となります。



場所番号30	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立青少年会館
所 在	横須賀市深田台37番地11
設 置 場 所	2階 食堂脇 (下図のとおり)
屋内・屋外 (屋根の有無) と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.73㎡ 約1.02m×0.72m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約9人
月平均の来訪者数	約1,300人
年間売上本数 (令和2～3年度平均)	約1,710本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開館時間	9時00分～21時00分
閉館日	月曜日、年末年始 (12月29日から1月3日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課(青少年会館) 連絡先046-823-7630
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 2台 ユニバーサルデザインに対応した機種を設置してください。 この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の 並び位置の黒塗り部分となります。

配置図

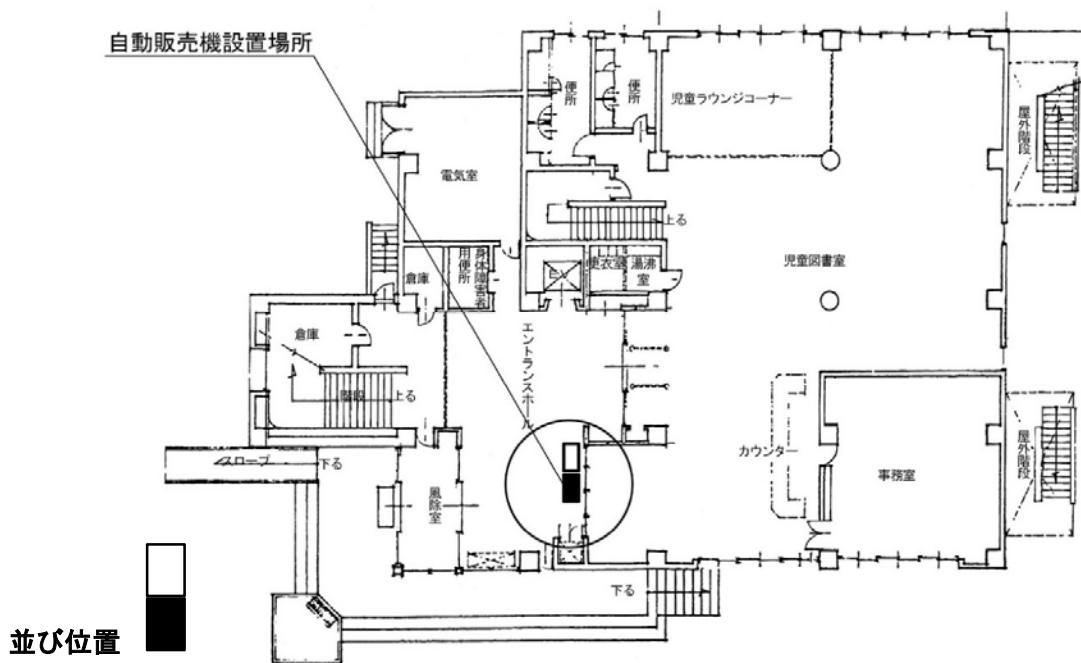
青少年会館 2階



場所番号38	物件調書
施設名	横須賀市立北図書館
所在地	横須賀市夏島町12番地6
設置場所	1階 エントランスホール (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.56㎡ 約0.80m×0.70m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約8人
月平均の来訪者数	約10,000人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約2,770本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開館時間	9時30分~17時20分 (祝日を除く木・金曜日は19時20分まで)
閉館日	月曜日、図書整理期間、館内整理日(第4木曜日) 年末年始(12月29日から1月3日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会北図書館 連絡先046-866-0516
備考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 2台 ユニバーサルデザインに対応した機種を設置してください。 飲料の搬入時間は、図書館とご相談のうえ設定してください。 この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の並び位置の黒塗り部分となります。

配置図

北図書館 1階

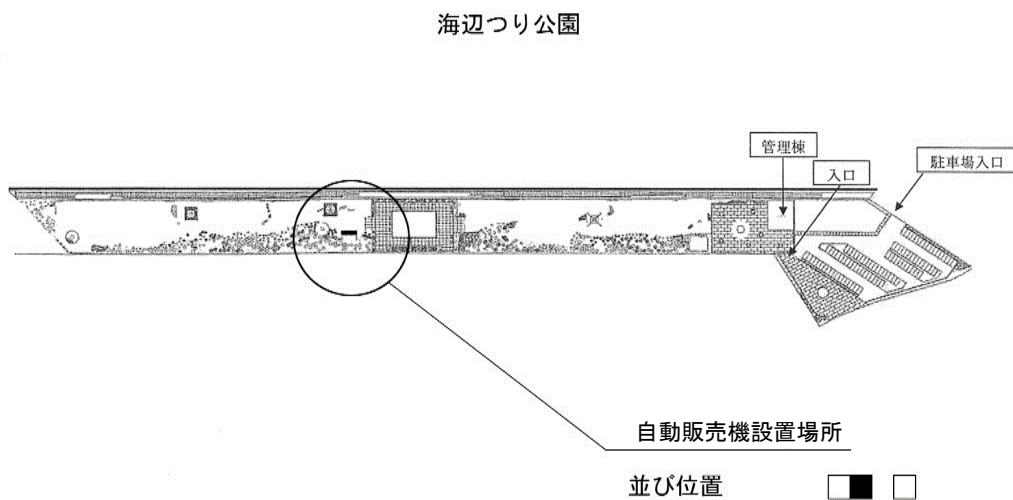


場所番号94	物 件 調 書
施 設 名	港湾管理事務所（横須賀港ふ頭管理事務所）
所 在	横須賀市新港町13番 1
設 置 場 所	事務所前 （下図のとおり）
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根無）につき消費税非課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約1.04㎡ 約1.30m×0.80m （回収ボックスを除く）
建物内職員数	7人
月平均の来訪者数	—
年間売上本数（令和2～3年度平均）	約2,570本
開 館 時 間	8時30分～17時15分
閉 館 日	土日祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
施設の問い合わせ先	横須賀市建設部港湾管理課 連絡先046-874-9017
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台



場所番号110	物 件 調 書
施 設 名	海辺つり公園
所 在	横須賀市平成町3丁目1番
設 置 場 所	園内中央 (下図のとおり)
屋内・屋外 (屋根の有無) と消費税	屋外 (屋根無) につき消費税非課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約1.00㎡ 約1.00m×1.00m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約5人
月平均の来訪者数	約5,700人
年間売上本数 (令和2~3年度平均)	約1,830本 (台風の影響による災害復旧工事に伴う休園対応あり)
開 園 時 間	5時00分~22時00分
閉 園 日	なし
施設の問い合わせ先	横須賀市建設部港湾管理課 連絡先046-822-9717
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 10台 ※アイスの自動販売機1台は含まない (今回入札対象外) この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の並び位置の黒塗り部分となります。

配置図

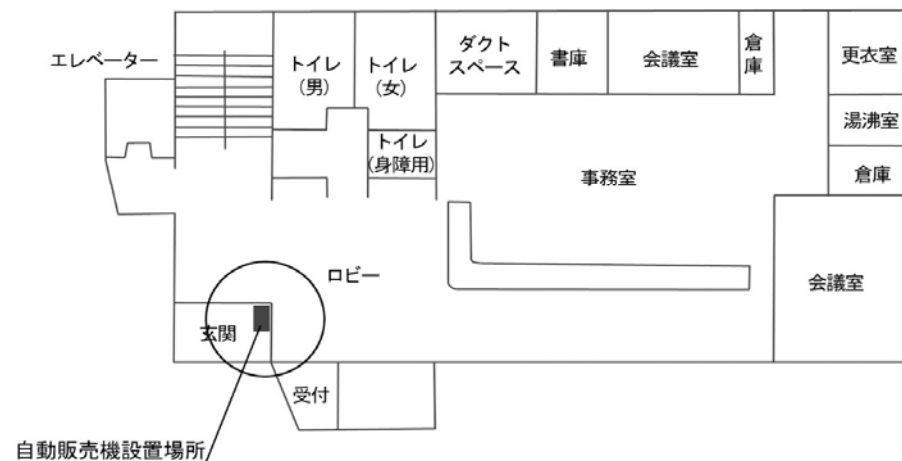


物件番号6		物件調書	
最低貸付価格	設置場所1箇所あたり 80,000円(税抜)		
場所番号9	区 分	建物貸付	
	所 在	横須賀市東逸見町2丁目29番地1	
	施 設 名	逸見行政センター	
	設 置 場 所	1階 玄関ホール	
場所番号29	区 分	建物貸付	
	所 在	横須賀市西逸見町1丁目38番地11	
	施 設 名	ウェルシティ市民プラザ	
	設 置 場 所	5階 ラウンジ	
場所番号41	区 分	建物貸付	
	所 在	横須賀市久里浜6丁目642番地5	
	施 設 名	横須賀市立南図書館	
	設 置 場 所	2階 自動販売機コーナー	
場所番号43	区 分	建物貸付	
	所 在	横須賀市上町1丁目60番地1	
	施 設 名	横須賀市立中央図書館	
	設 置 場 所	2階 階段ホール	
場所番号47	区 分	建物貸付	
	所 在	横須賀市上町1丁目60番地1	
	施 設 名	横須賀市立中央図書館	
	設 置 場 所	3階 階段ホール	
場所番号49	区 分	建物貸付	
	所 在	横須賀市長沢2丁目741番地1	
	施 設 名	北下浦市民プラザ	
	設 置 場 所	1階 エレベーターホール脇	
場所番号128	区 分	土地貸付	
	所 在	横須賀市秋谷1丁目127番26	
	施 設 名	秋谷船舶保管施設等	
	設 置 場 所	管理事務所横	

場所番号 9	物件調書
施設名	逸見行政センター
所在	横須賀市東逸見町2丁目29番地1
設置場所	1階 玄関ホール (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.60㎡ 約1.00m×0.60m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約24人
月平均の来訪者数	約2,200人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約2,270本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開館時間	行政センター: 8時30分~17時00分 コミュニティセンター: 9時00分~21時00分
閉館日	行政センター: 土日祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで) コミュニティセンター: 年末年始(12月29日から1月3日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市民生局地域支援部逸見行政センター 連絡先046-822-2575
備考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台

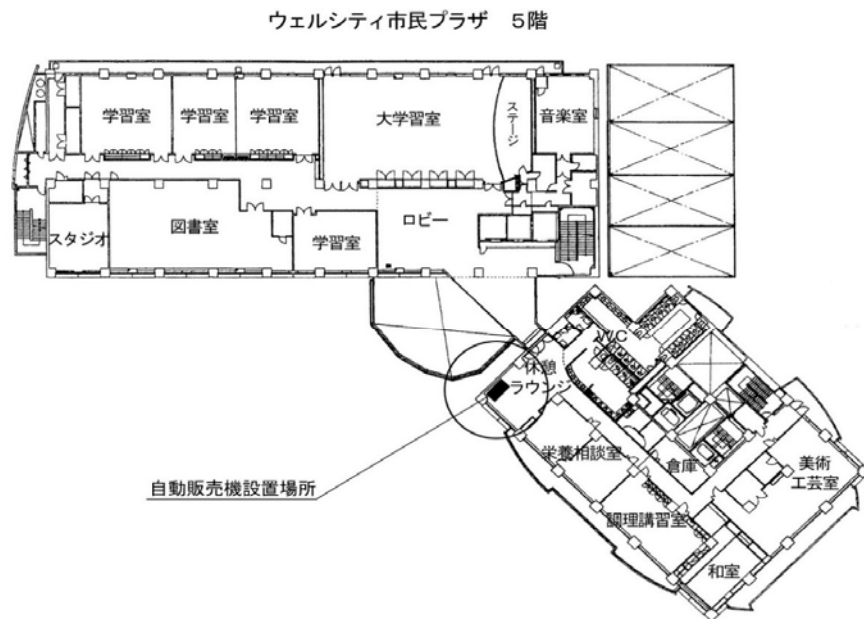
配置図

逸見行政センター 1階



場所番号29	物件調書
施設名	ウェルシティ市民プラザ
所在	横須賀市西逸見町1丁目38番地11
設置場所	5階 ラウンジ (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.54㎡ 約1.02m×0.53m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約280人
月平均の来訪者数	約28,310人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約3,400本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開館時間	駐車場(7時30分~22時30分)、健康部(8時30分~17時15分)、中央健康福祉センター・保健所(8時30分~17時)、健康増進センター(9時30分~21時30分)、逸見青少年の家(9時~21時)、生涯学習センター(9時~22時)
閉館日	駐車場(無休)、健康部・中央健康福祉センター・保健所(土日祝日・年末年始)、健康増進センター(年末年始・臨時あり)、逸見青少年の家(月曜日・年末年始)、生涯学習センター(年末年始・臨時あり)
施設の問い合わせ先	横須賀市民生局健康部健康総務課 連絡先046-824-7502
備考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 13台 ウェルシティ市民プラザ内の施設は、駐車場(地下1~地下2階)・逸見青少年の家(2階)・健康部(3~5階)・中央健康福祉センター(3~4階)・生涯学習センター(2・4・5階)・健康増進センター(6階)になります。

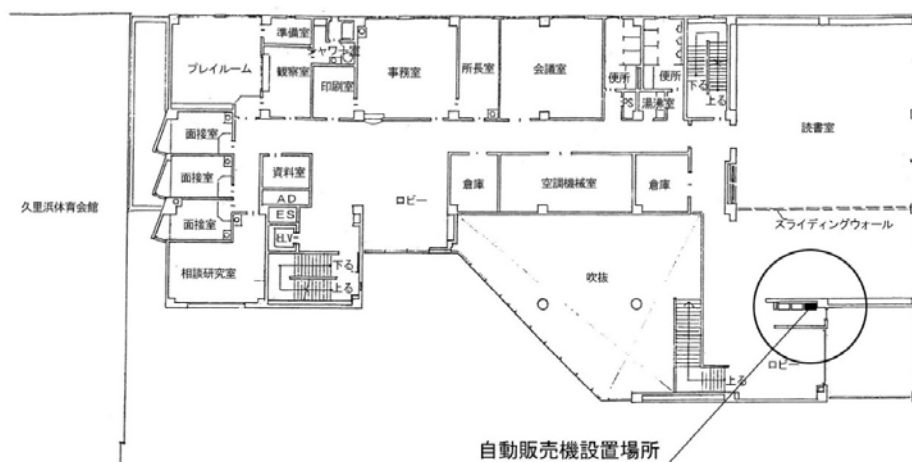
配置図



場所番号41	物件調書
施設名	横須賀市立南図書館
所在	横須賀市久里浜6丁目642番地5
設置場所	2階 自動販売機コーナー (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.63㎡ 約1.00m×0.63m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約10人
月平均の来訪者数	約19,000人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約3,440本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開館時間	9時30分~17時20分 (祝日を除く木・金曜日は19時20分まで)
閉館日	月曜日、図書整理期間、館内整理日(第4木曜日) 年末年始(12月29日から1月3日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会南図書館 連絡先046-836-0718
備考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 3台 ユニバーサルデザインに対応した機種を設置してください。 飲料の搬入時間は、図書館とご相談のうえ設定してください。 この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の並び位置の黒塗り部分となります。

配置図

南図書館 2階

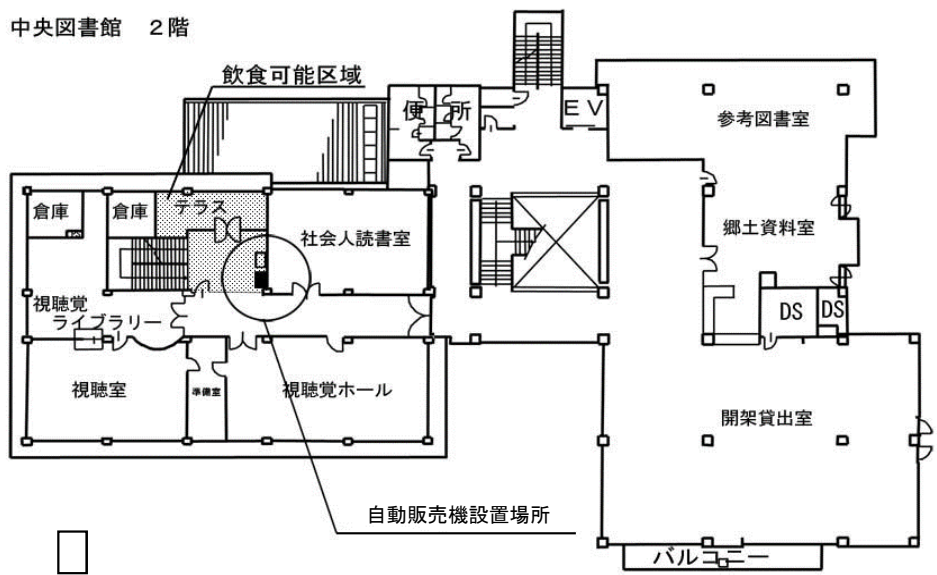


並び位置



場所番号43	物件調書
施設名	横須賀市立中央図書館
所在	横須賀市上町1丁目60番地1
設置場所	2階 階段ホール (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.98㎡ 約1.16m×0.85m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約30人
月平均の来訪者数	約14,000人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約2,970本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開館時間	9時30分~17時20分 (祝日を除く木・金曜日は19時20分まで)
閉館日	月曜日、図書整理期間、館内整理日(第4木曜日) 年末年始(12月29日から1月3日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会中央図書館 連絡先046-822-2202
備考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 5台 ユニバーサルデザインに対応した機種を設置してください。 飲料の搬入時間は、図書館とご相談のうえ設定してください。 この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の並び位置の黒塗り部分となります。

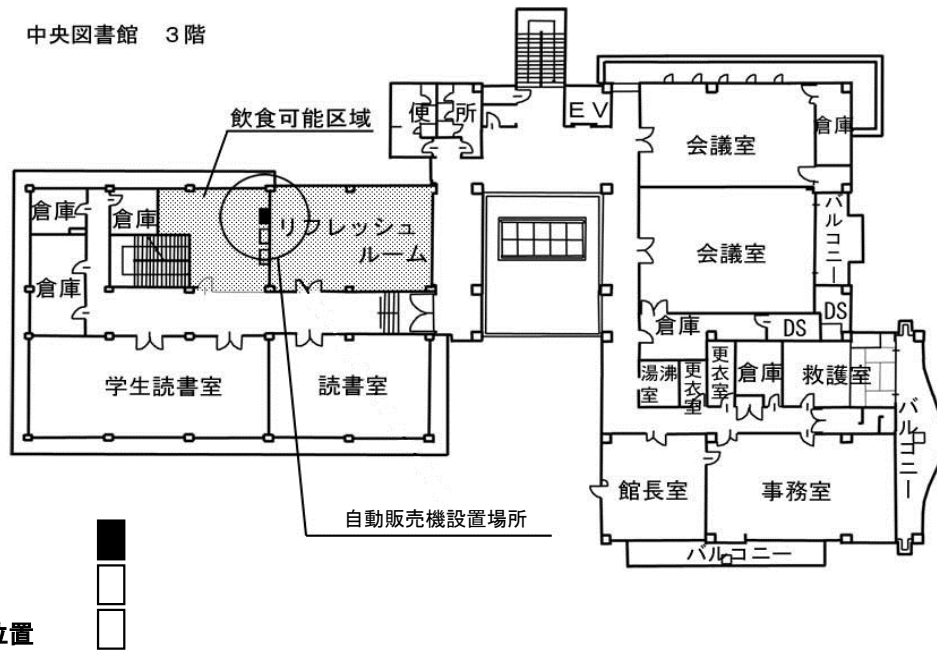
配置図



並び位置

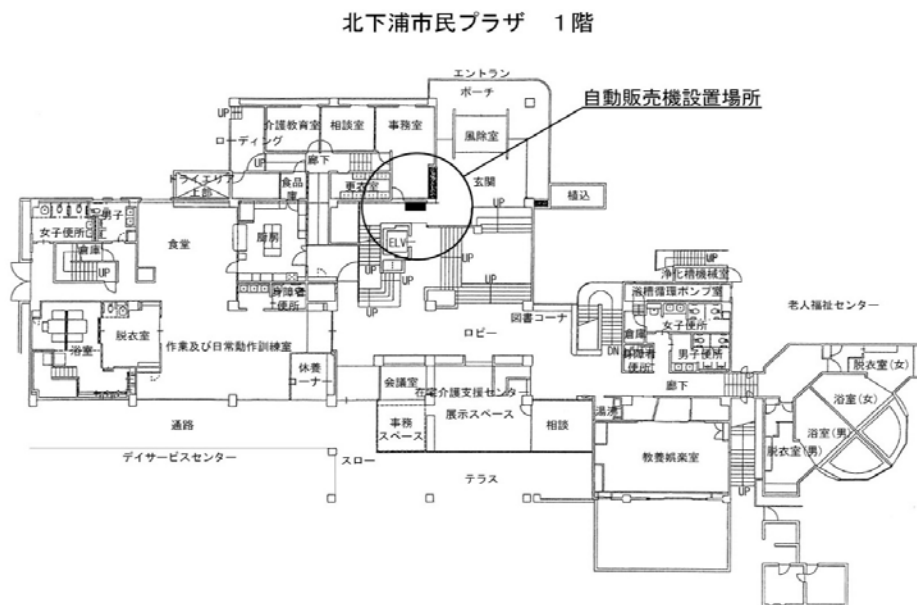
場所番号47	物件調書
施設名	横須賀市立中央図書館
所在地	横須賀市上町1丁目60番地1
設置場所	3階 階段ホール (下図のとおり)
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設置場所の面積	1台 約0.98㎡ 約1.16m×0.85m (回収ボックスを除く)
建物内職員数	約30人
月平均の来訪者数	約14,000人
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約2,380本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)
開館時間	9時30分~17時20分 (祝日を除く木・金曜日は19時20分まで)
閉館日	月曜日、図書整理期間、館内整理日(第4木曜日) 年末年始(12月29日から1月3日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会中央図書館 連絡先046-822-2202
備考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 5台 ユニバーサルデザインに対応した機種を設置してください。 飲料の搬入時間は、図書館とご相談のうえ設定してください。 この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の並び位置の黒塗り部分となります。

配置図



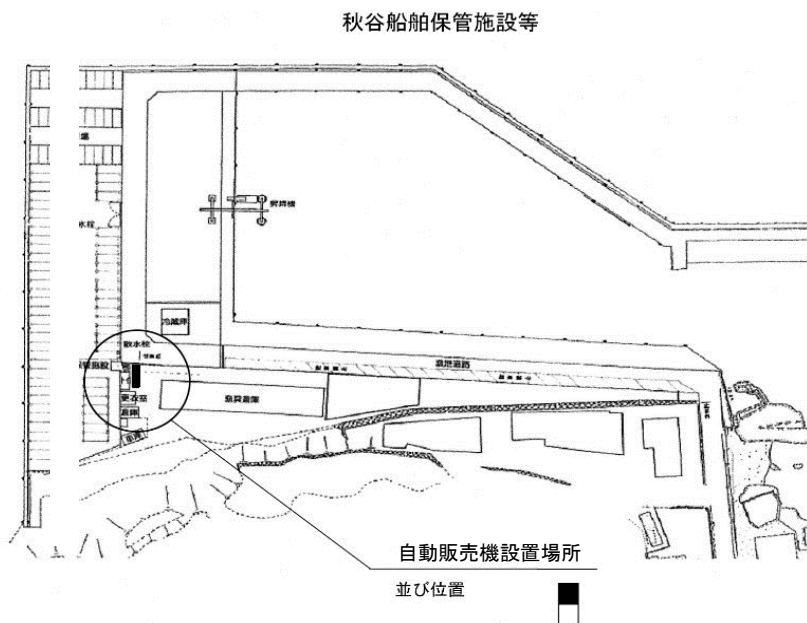
場所番号49	物件調書	
施設名	北下浦市民プラザ	
所在	横須賀市長沢2丁目741番地1	
設置場所	1階エレベーターホール脇 (下図のとおり)	
屋内・屋外(屋根の有無)と消費税	屋内につき消費税課税	
自動販売機の指定	清涼飲料水	
設置場所の面積	1台 約0.65㎡ 約1.02m×0.64m (回収ボックスを除く)	
建物内職員数	約15人	
月平均の来訪者数	約2,680人 (1階の老人福祉センターの利用者数)	
年間売上本数(令和2~3年度平均)	約3,330本 (新型コロナウイルス感染防止に伴う休館対応あり)	
開館時間	8時30分~21時00分	
閉館日	年末年始(12月29日から1月3日まで)	
施設の問い合わせ先	横須賀市民生局福祉こども部福祉施設課 連絡先046-822-8269	
備考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台	

配置図



物 件 調 書	
場所番号128	
施 設 名	秋谷船舶保管施設等
所 在	横須賀市秋谷 1 丁目127番26
設 置 場 所	管理事務所横 (下図のとおり)
屋 内 ・ 屋 外 (屋 根 の 有 無) と 消 費 税	屋外 (屋根無) につき消費税非課税
自 動 販 売 機 の 指 定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1 台 約0.73㎡ 約1.00m×0.73m (回収ボックスを除く)
建 物 内 職 員 数	約 3 人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約350人
年 間 売 上 本 数 (令 和 2 ~ 3 年 度 平 均)	約1,620本
開 園 時 間	6月～9月 8時00分～18時00分 上記以外 8時00分～17時00分
閉 園 日	7月1日～8月31日を除いた火曜日 (火曜日が祝日の場合は翌日) 年末年始 (12月29日から1月3日まで)
施 設 の 問 い 合 せ 先	横須賀市建設部港湾管理課 連絡先046-822-8299
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 2台 当該施設は利用料金制による指定管理 指定管理者は株式会社昭和 この場所は、複数の自動販売機が並んでいます。設置場所は配置図の並び位置の黒塗り部分となります。

配置図



自動販売機設置場所貸付等一般競争入札参加申込書（兼入札参加書）

令和 年 月 日

横須賀市長（あて）

令和5年2月1日実施の自動販売機設置場所貸付等一般競争入札に参加したく、本入札に係る参加資格条件、内容等を了承のうえ申込みます。

【申込者】

住所（所在）	(〒 -)
電話番号	()
氏名 (名称・代表者名)	印

※ 入札申込者の印は、印鑑登録された印をご使用ください。

※ 代理人が入札（入札書提出）する場合は、本申込書等の必要書類と併せて委任状を提出してください。

【誓約事項】

私は、本入札に係る参加資格条件及び内容等について了承のうえ申込みすることを誓約します。

また、横須賀市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第2号から第5号までに該当しないことの確認のため、横須賀市が警察等関係機関に対して照会を行うことについて承諾します。

■参加物件 入札に参加する物件番号に○をして下さい。

参加物件	1	2	3	4	5	6
------	---	---	---	---	---	---

※ 参加申込した物件以外の入札には参加できませんのでご注意ください。

※ 申込した上で、入札を行わないことは可能です。

■事務連絡先 法人などで事務上の連絡先が異なる場合に記入又は入力してください。

住所（所在）	(〒 -)
電話番号	()
名称・担当	

受付

委任状

令和 年 月 日

横須賀市長（あて）

私は、令和5年2月1日実施の自動販売機設置場所貸付等一般競争入札に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

入札申込者 (委任者)	住所 (所在地)	_____
	氏名 (名称等)	_____ 印

記

- 1 委任する権限
令和5年2月1日実施の自動販売機設置場所貸付等一般競争入札に関する一切の権限
- 2 代理人

住所 _____

氏名 _____

代理人使用印

- (注1) 入札申込者（委任者）の印は、印鑑登録されている印を押印してください。
- (注2) 代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。（認印可）
代理人は、入札（入札書提出）において、必ずその印鑑を使用してください。
- (注3) 複数物件に入札参加する場合でも、委任状は1通とし、入札参加申込みの際にご提出ください。

入札書

*金額の頭に¥を付してください。

金額	1箇所あたり 年額 (税抜)	千	百	十	万	千	百	十	円
件名	物件番号								
<p>自動販売機設置場所貸付一般競争入札等説明書の内容を承知のうえ、上記のとおり入札します。</p> <p>令和 5 年 2 月 1 日</p> <p>(あて先) 横 須 賀 市 長</p> <p>入札者 住所 氏名 印</p> <p>代理人 住所 氏名 印</p>									

- 注 ①代理人により入札(入札書提出)する場合は、委任者の住所、氏名を「入札者」欄に記入又は入力(押印は不要)し、代理人の住所、氏名を「代理人」欄に記入又は入力のうえ、委任状に押印した「代理人使用印(認印可)」を押印してください。
- ②事前に参加申込みをした複数の物件に入札する場合は、この用紙を必要数印刷のうえ使用してください。
- ③入札書提出用封筒に封かんする際は、上から物件番号順に重ねて複数枚を一緒に入れてください。

一般競争入札参加申込書（兼受付書）記載例


自動販売機設置場所貸付等一般競争入札参加申込書（兼入札参加書）

令和 ※年※月※日

横須賀市長（あて）

令和5年2月1日実施の自動販売機設置場所貸付等一般競争入札に参加したく、本入札に係る参加資格条件、内容等を了承のうえ申込みます。

【申込者】

住所（所在）	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇〇県△△△市××××
電話番号	□□□（□□□）□□□□
氏名 （名称・代表者名）	◇◇◇◇株式会社 代表取締役 ●● ●● 

※ 入札申込者の印は、印鑑登録された印をご使用ください。

※ 代理人が入札（入札書提出）する場合は、本申込書等の必要書類と併せて委任状を提出してください。

【誓約事項】

私は、本入札に係る参加資格条件及び内容等について了承のうえ申込みすることを誓約します。 また、横須賀市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第2号から第5号までに該当しないことの確認のため、横須賀市が警察等関係機関に対して照会を行うことについて承諾します。
--

■参加物件 入札に参加する物件番号に○をして下さい。

参加物件	<input checked="" type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input checked="" type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4	<input checked="" type="radio"/> 5	<input checked="" type="radio"/> 6
------	------------------------------------	-------------------------	------------------------------------	-------------------------	------------------------------------	------------------------------------

※参加申込した物件以外の入札には参加できませんのでご注意ください。

※申込した上で、入札を行わないことは可能です。

■事務連絡先 法人などで事務上の連絡先が異なる場合に記入又は入力してください。

住所（所在）	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇〇県△△△市××××
電話番号	□□□（□□□）□□□□
名称・担当	◇◇◇◇株式会社▲▲支店 支店長 ■■ ■■

受付

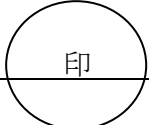
委任状記載例

委 任 状

令和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

横須賀市長（あて）

私は、令和5年2月1日実施の自動販売機設置場所貸付等一般競争入札に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

入札申込者 (委任者)	住 所	〇〇〇県△△△市××××
	(所在地)	_____
	氏 名	◇◇◇◇株式会社
	(名称等)	代表取締役 ●● ●● 

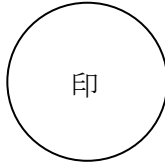
記

1 委任する権限

令和5年2月1日実施の自動販売機設置場所貸付等一般競争入札に関する一切の権限

2 代理人

住 所	_____ 〇〇〇県△△△市××××
	◇◇◇◇株式会社▲▲支店
氏 名	_____ 支店長 ■■ ■■

代理人使用印


- (注1) 入札申込者（委任者）の印は、印鑑登録されている印を押印してください。
- (注2) 代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。（認印可）
代理人は、入札（入札書提出）において、必ずその印鑑を使用してください。
- (注3) 複数物件に入札参加する場合でも、委任状は1通とし、入札参加申込みの際にご提出ください。

入札書記載例

入 札 書

*金額の頭に¥を付してください。

金額	1箇所あたり年額 (税 抜)	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	2	5	0	0	0	0
件名	物件番号	3							

自動販売機設置場所貸付一般競争入札等説明書の内容を承知のうえ、上記のとおり入札します。

令和 5 年 2 月 1 日

(あて先) 横 須 賀 市 長

入札者

住所 ○○○県△△△市××××

氏名 ◇◇◇◇株式会社
代表取締役 ●● ●●

印

代理人

住所

氏名

印

- 注 ①代理人により入札（入札書提出）する場合は、委任者の住所、氏名を「入札者」欄に記入又は入力（押印は不要）し、代理人の住所、氏名を「代理人」欄に記入又は入力のうえ、委任状に押印した「代理人使用印（認印可）」を押印してください。
- ②事前に参加申込みをした複数の物件に入札する場合は、この用紙を必要数印刷のうえ使用してください。
- ③入札書提出用封筒に封かんする際は、上から物件番号順に重ねて複数枚を一緒に入れてください。

入札書記載例（※代理人による入札の場合）

入 札 書

*金額の頭に¥を付してください。

金額	1箇所あたり年額 (税抜)	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	2	5	0	0	0	0
件名	物件番号	3							
<p>自動販売機設置場所貸付一般競争入札等説明書の内容を承知のうえ、上記のとおり入札します。</p> <p>令和5年2月1日</p> <p>(あて先)横須賀市長</p> <p>入札者</p> <p>住所 ○○○県△△△市××××</p> <p>氏名 ◇◇◇◇株式会社 代表取締役 ●● ●● 印</p> <p>代理人</p> <p>住所 ○○○県△△△市××××</p> <p>氏名 ◇◇◇◇株式会社▲▲支店 支店長 ■■ ■■ 印</p>									

- 注 ①代理人により入札（入札書提出）する場合は、委任者の住所、氏名を「入札者」欄に記入又は入力（押印は不要）し、代理人の住所、氏名を「代理人」欄に記入又は入力のうえ、委任状に押印した「代理人使用印（認印可）」を押印してください。
- ②事前に参加申込みをした複数の物件に入札する場合は、この用紙を必要数印刷のうえ使用してください。
- ③入札書提出用封筒に封かんする際は、上から物件番号順に重ねて複数枚を一緒に入れてください。

納入通知書送付先連絡票

契 約 物 件	
契 約 者 住 所	
契 約 者 名	
送 付 先 住 所	
送 付 先 名 称	
担 当 者	
連 絡 先	

～ メモ欄 ～

※入札説明書へのご意見、ご感想等をお聞かせください（所要時間：約2分）



お問い合わせはこちらまでお願いします

横須賀市財務部財務管理課

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

電話 046-822-8354（直通）

046-822-8356（直通）

046-822-4000 内線 1741・1742